

第4章 計画の推進体制・進行管理

第1節 推進体制

本計画を円滑かつ効率的に推進していくためには、町、町民及び事業者などの各主体が自らの責務を果たすとともに、各主体間の連携・協力による取り組みが必要です。ここでは、各主体を踏まえた推進体制について示します。

①町

町は、本計画の策定や進行管理、施策、事業の総合的な推進を図るとともに、町民、事業者が行う環境保全活動の支援・協力を行います。

■各担当課

- ・各担当課で施策や事業を行う際は、本計画に基づく環境への配慮を行うとともに、その状況を把握し報告を行います。
- ・町民や事業者の取り組みの推進に対する支援を積極的に行います。
- ・国・県・周辺市町などとの広域的な連携を図ります。

■事務局

事務局（環境衛生課）が各担当課や環境審議会などとの各種会議の調整を行うとともに、町民や事業者と町を結ぶ窓口としての役割を果たします。

②町民・事業者

町民及び事業者は、函南町環境基本条例及び本計画に基づく責務を果たすとともに、町が実施する取り組みの推進に協力します。

③環境審議会

函南町環境基本条例第 14 条に規定された、町長の環境に関する諮問機関で、学識経験者、各種団体等を代表する者、公募の町民で組織されます。

環境審議会は、「環境基本計画に関すること」「環境施策を推進する上で調査や審議が必要な事項」など、町の施策・事業や目標の達成状況について点検・評価し、次年度以降の改善事項について検討します。

第2節 進行管理

本計画を着実に推進していくためには、施策や事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があるため、継続的改善の仕組み（PDCA サイクル）を導入し、進行管理を行います。

①計画の策定(Plan)

町は、町民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。計画の策定時には、函南町環境審議会が町長からの諮問に対する審議を行い、その結果を町長へ答申します。

また、毎年度、年次報告書の点検・評価や施策・事業の見直しなどを図り、総合計画や個別計画などに反映していきます。

②計画の推進(Do)

本計画に定められた施策・事業を着実に進めていくため、町、町民及び事業者のそれぞれが計画に基づく施策や取り組みなどを積極的に実践するとともに、協働して進めていきます。

③計画の点検・評価(Check)

項目ごとに示した指標と目標値の目標達成状況や関連する施策全体の進捗を把握・評価していきます。また、各担当課で行う施策の実施状況についても毎年度、進捗状況の把握を行っていきます。本計画の施策の進捗状況を把握、評価した結果を年次報告書で取りまとめます。

④計画の見直し(Action)

年次報告書などで進捗状況が評価された結果を受け、施策に基づく次年度以降の具体的な取り組みの内容を見直します。



第3節 推進方策

本計画を着実に推進していくために、個別計画との調整、計画の周知・広報、予算措置、年次報告書などの推進方策やその方向性について示します。

①個別計画との調整

本計画は、総合計画をはじめ、町の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。

②計画の周知・広報

本計画及び概要版を広報かなみ、町のウェブサイトなどへ掲載します。また、環境に関するイベントや出前講座などのあらゆる場面において広報を心がけます。

③年次報告書

環境の現況や進行管理に関わる事項について毎年、年次報告書を作成し、広報かなみ、町のウェブサイトなどを通じて公開することにより、町民、事業者などへ十分な情報提供を行います。

④予算措置

本計画に掲げられた取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取り組みの有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。また、国や県などの補助金の活用を図ります。

資料編

資料1 函南町の現状

(1) 函南町の概況

位置及び概要

町は、静岡県東部伊豆半島の玄関口に位置し、箱根山脈の分水嶺を境とし、東は熱海市、北東に神奈川県湯河原町及び箱根町に接し、北西は三島市、南は伊豆の国市、南西は沼津市に接しています。

JR東海道本線、丹那トンネルの西口の「函南駅」は、「熱海駅」と「三島駅」の間にあり、東京駅から新幹線を利用して一時間ほどの距離です。また、東名高速道路「沼津IC」及び新東名高速道路「長泉沼津IC」と東駿河湾環状道路で直結され、アクセスも向上しています。



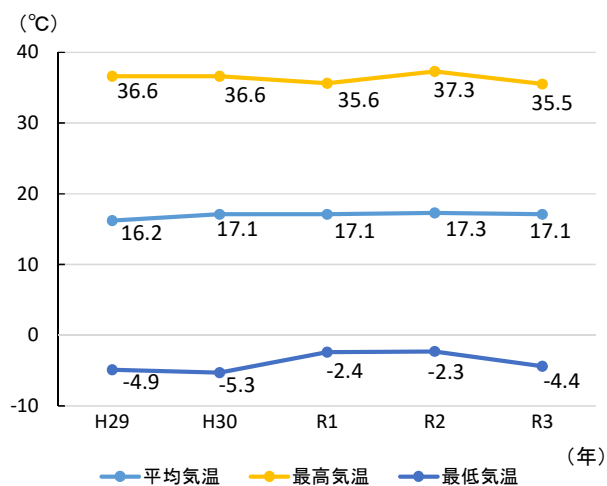
町の地域構成は、箱根山頂から西に向かって、山間地、丘陵地、平坦地に大別されています。山間地は土質が第3紀層の火山灰で、標高 1,004 メートルの鞍掛山、799 メートルの玄岳に囲まれた豊かな自然景観を有しており、丘陵地は、なだらかな大地が続く畑作地帯となっています。

平坦地は、第4紀層の沖積土で田方平野の一角を占め、水田地帯や市街地が形成されています。

気候・気象

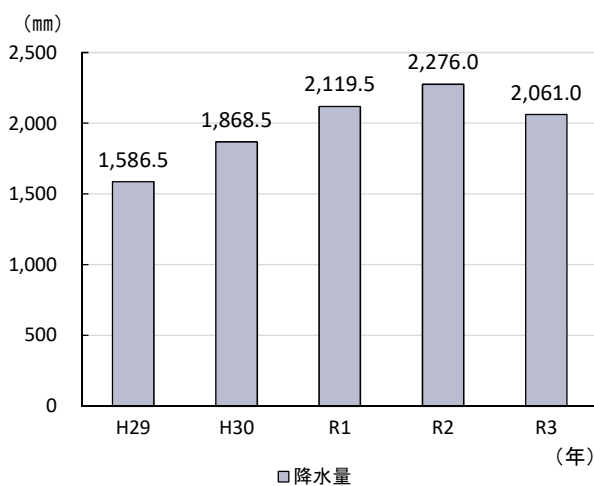
町の最寄りの気象観測所である三島特別地域気象観測所（三島市）における年間平均気温は17℃前後を維持し温暖な気候となっています。真夏日、猛暑日、熱帯夜が増加し、冬日は減少する傾向にあります。

降水量の過去5年の年間平均は、1,982.3mm となっています。近年、台風やゲリラ豪雨等の発生により集中的な雨量を観測するなど雨の降り方について変化が見られます。



気温の推移

資料：気象庁（三島）

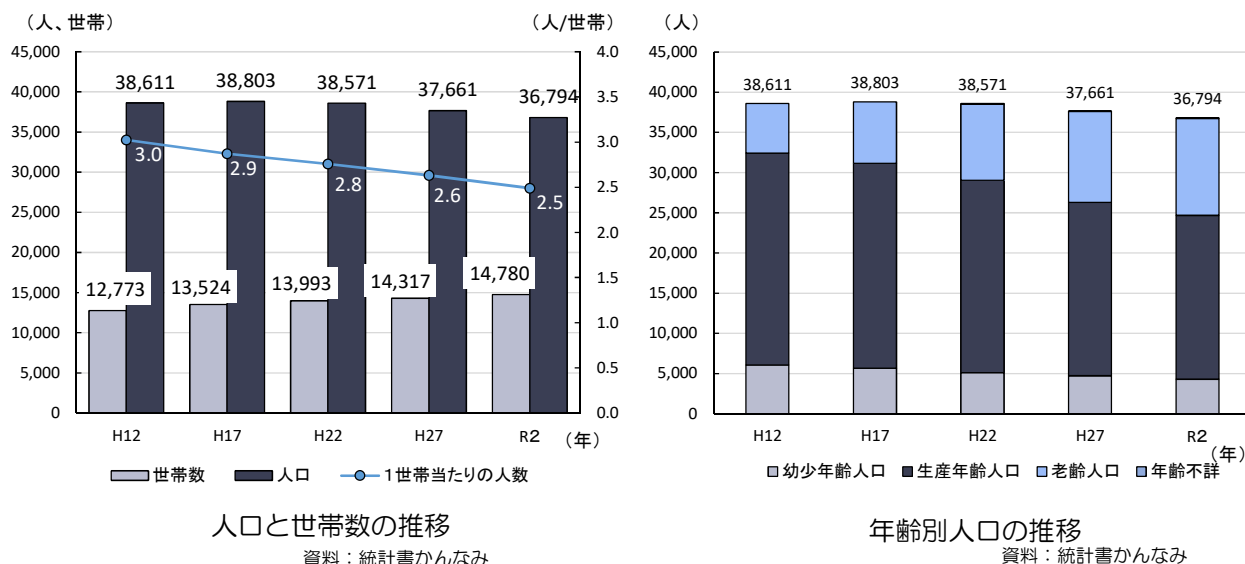


降水量の推移

資料：気象庁（三島）

人口・世帯数

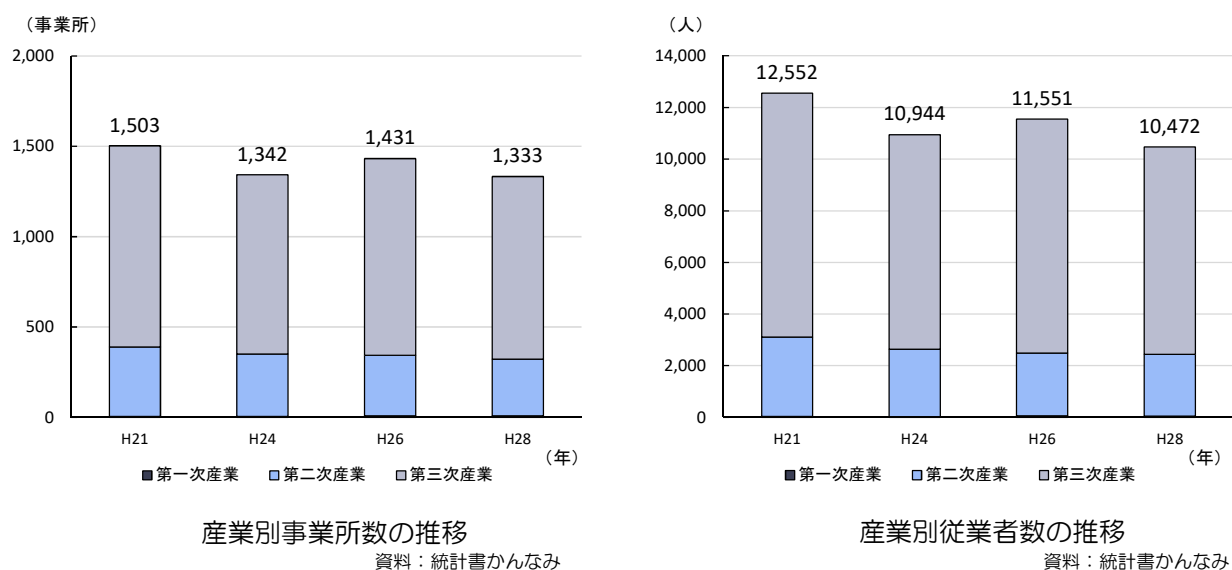
町の人口は、平成 17（2005）年まで増加傾向が続いていましたが、平成 22（2010）年に減少に転じ、令和 2（2020）年は 36,794 人となっています。人口が減少する一方、世帯数、高齢人口は増加しており、高齢人口は令和 2（2020）年に 12,069 人と町の人口の 32.8% となっています。



産業

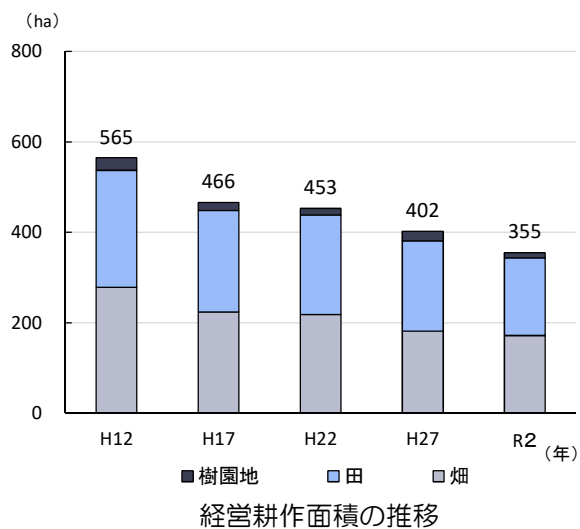
【産業別事業所数と従業者数】

平成 28（2016）年における産業別就業人口は、事業所数 1,333 件、従業者数 10,472 人となっています。町の第一次産業は、事業所数、従業者数どちらも産業全体に占める割合は少ないものの、平成 26（2014）年まで増加しています。第二次産業は、事業所数、従業者数どちらも減少しています。第三次産業は、事業所数が横ばいで推移していますが、従業者数は減少しています。

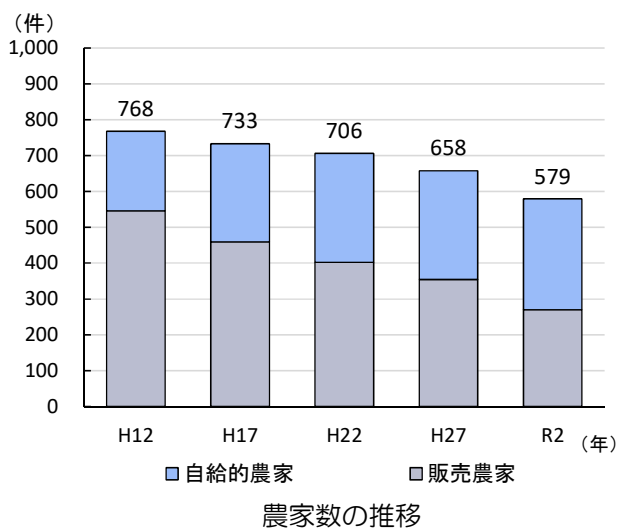


【農業】

令和2（2020）年における経営耕地面積は355haとなっています。農家数は579戸で、いずれも減少傾向となっています。経営耕地面積は田 172ha、畑 172ha、樹園地 11ha で、稲作、酪農の他にいちご、トマト、西瓜、しきみ栽培などが行われています。



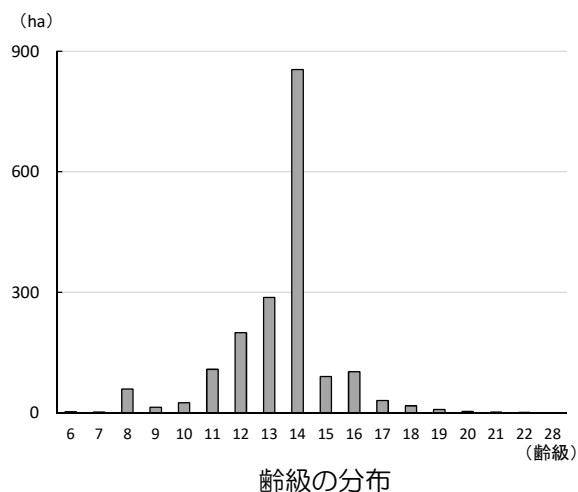
資料：統計書かんなみ



資料：統計書かんなみ

【林業】

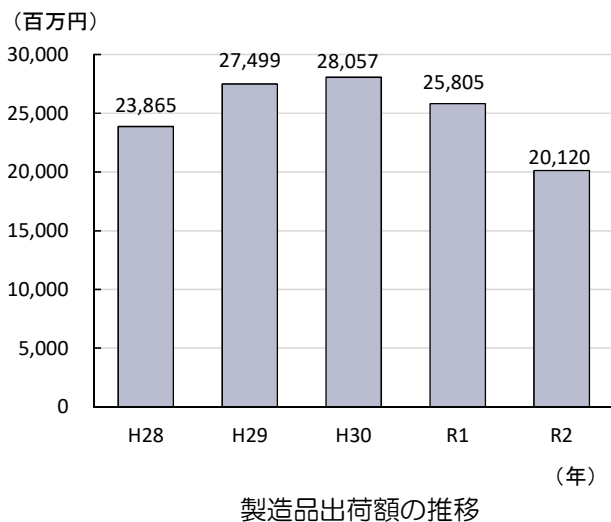
町の総面積 6,516ha のうち、森林面積は 3,570.88ha で、総面積の約 55%を占めています。スギ・ヒノキを主体とした人工林面積が 1,859.60ha（人工林率 52%）を占めています。人工林の約 99%が 40 年生以上で、成熟し、伐採期を迎えているため、木材の利用を通して資源として積極的な利用が望まれます。なお、8 齢級から木材として利用が可能とされています。



資料：函南町森林整備計画書

【工業】

令和元（2019）年度の製造業に属するすべての事業所における製造品出荷額は、25,805 百万円となっています。製造業における事業所数は、平成 26（2014）年まで横ばいで推移していましたが、平成 28（2016）年に減少しています。主な製品出荷額は、食料品、非鉄金属、繊維工業・衣服となっており、25,000 百万円前後で推移しています。

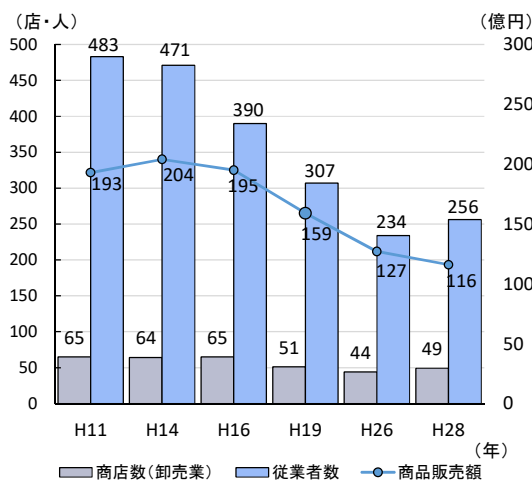


資料：経済センサス-活動調査、工業統計調査

【商業】

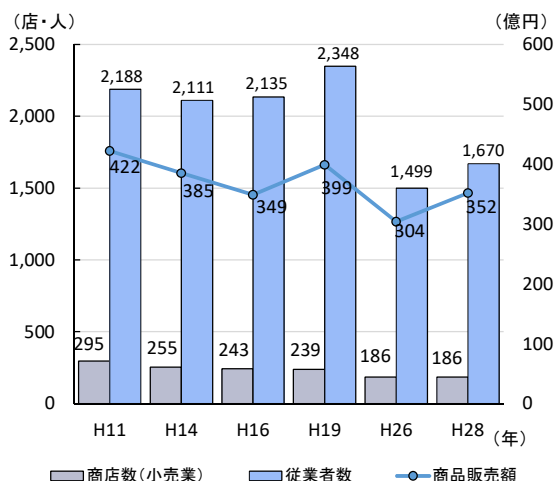
平成 28 (2016) 年の商店数(小売業・卸売業の従業者数)は、235 店、従業者数 1,926 人、年間商品販売額は約 468 億円で、平成 26 (2014) 年まで卸売業における商店数と従業者数は減少していましたが、平成 28 (2016) 年に増加に転じています。商品販売額は平成 14 (2002) 年以降減少しています。

小売業における商店数と従業者数は平成 19 (2007) 年まで横ばいでしたが、平成 26 (2014) 年に減少しています。商品販売額は増減があるものの、減少傾向で推移しています。



卸売業の推移

資料：統計書かんなみ

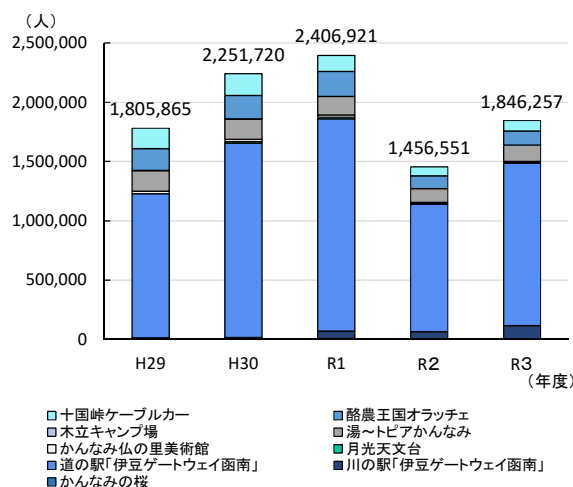


小売業の推移

資料：統計書かんなみ

【観光】

令和 3 (2021) 年の観光施設利用者数は、1,846,257 人です。町の観光施設利用者数は、これまで増加傾向で推移し、特に平成 29 (2017) 年の道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」オープン以降、大きく増加しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 (2020) 年度は大幅に減少しています。その後令和 3 (2021) 年度は増加に転じていますが、今後、新たな生活様式に対応しつつ、観光事業の発展を目指す必要があります。

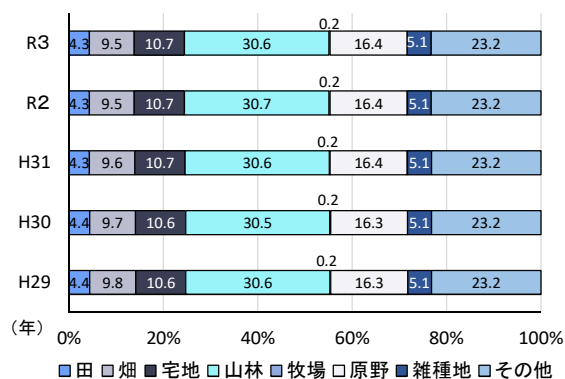


観光レクリエーション客数の推移

資料：函南町（産業振興課）

土地利用状況

令和 4 (2022) 年の地目別面積は、町の総面積 65.16 km²のうち、最も多くを占めるのが山林で 19.96 km² (30.6%) となっています。その他が 15.13 km² (23.2%)、原野が 10.67 km² (16.4%) となっています。田、畑が減少している一方、宅地や雑種地は増加しています。



土地利用面積の推移

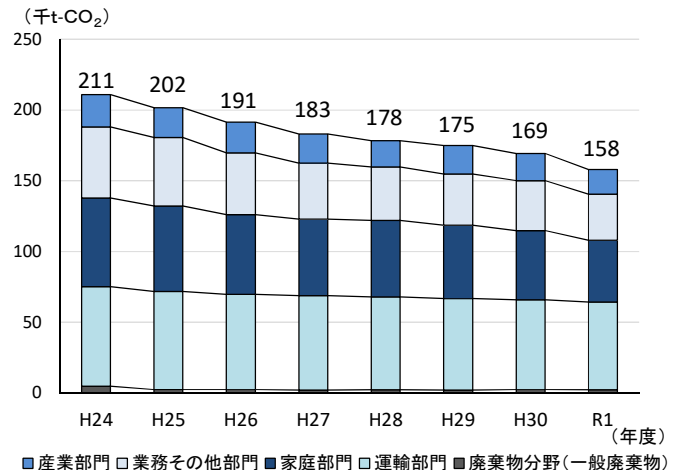
資料：統計書かんなみ

(2)脱炭素社会

温室効果ガス排出量

【町全域からの温室効果ガス排出量】

令和元（2019）年度の自治体排出量カルテによる町全域から排出される温室効果ガス量は、158 千 t-CO₂で平成 25（2013）年度比で約 22％減少しています。平成 24（2012）年度の 211 千 t-CO₂以降減少傾向で推移し、部門別においても、すべての部門で減少しています。

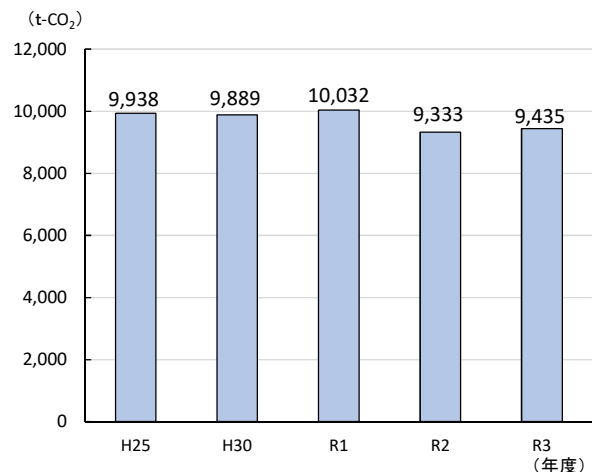


温室効果ガス排出量の推移（町全域）

資料：自治体排出量カルテ（環境省）

【町有施設の温室効果ガス排出量】

町では、平成 30（2018）年 3 月に「第四次 函南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。同計画では、平成 25（2013）年度を基準年度とし、温室効果ガスの削減目標を掲げています。令和 3（2021）年度の温室効果ガス量は、9,435 t-CO₂で、平成 25（2013）年度（基準年度）と比較し、503 t-CO₂減少しています。



温室効果ガス排出量の推移（町の事業）

資料：函南町（環境衛生課）

省エネルギーの取り組み実施状況

令和 3（2021）年に事業者を対象としたアンケートを実施した結果（アンケートの結果の詳細は P61）、「既に実施している」の回答が最も多かったのは「冷暖房の温度設定や電灯の消灯、間引きなどの電源管理」で 57%、次いで「水の節約」が 42%でした。おおむねの事業所が省資源・省エネルギー・節水を心がけて事業を実施していることがわかります。

町では、公共施設の LED 照明への切り替え、防犯灯の LED 化、公用車の次世代自動車への交換、省エネルギー性能の高い機器の導入などに取り組んでいます。

交通・公園・緑地

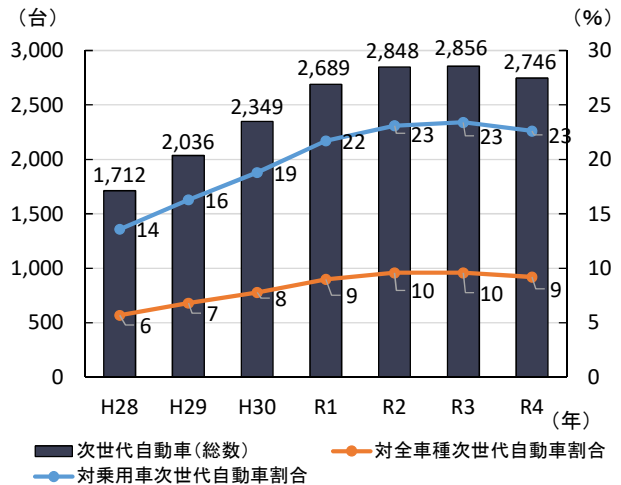
【道路】

平成 27（2015）年度全国道路・街路交通情報調査によると、一般国道 136 号函南町塚本付近及び新田で高い混雑度を示しています。

【自動車】

令和 4（2022）年の自動車保有台数は 29,742 台、内乗用車は 21,515 台で、そのうち、次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、グリーンディーゼル車、天然ガス自動車など）の保有台数は、2,746 台となっています。

全体を占める次世代自動車割合は 9%、乗用車に占める次世代自動車割合は 23%となっています。



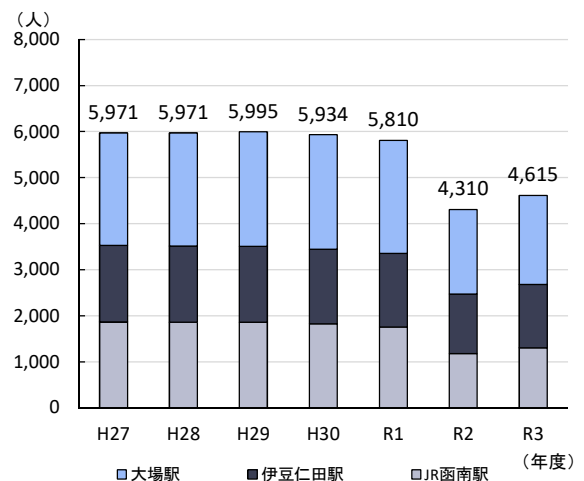
次世代自動車の保有台数

資料：静岡県の自動車保有台数

【公共交通】

令和 3（2021）年度における鉄道駅利用者総数（函南駅、伊豆仁田駅、大場駅）は、1,684,557 人、1 日平均乗車人数は 4,615 人となっています。

令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響による、外出の自粛及び感染への懸念による公共交通離れ、リモートワークなどが増えたことが減少の原因であると考えられます。

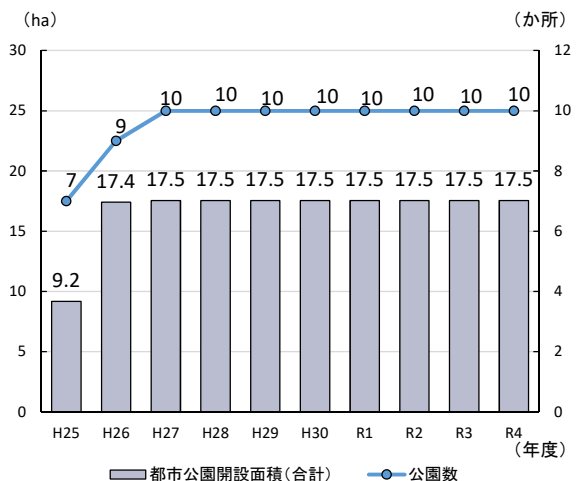


鉄道駅の 1 日平均乗車人数

資料：統計書かんなみ

【公園・緑地】

令和 4（2022）年度における都市公園の開設面積は約 17.5ha、公園数は 10 か所（間宮児童公園、間宮川向公園、仁田さくら公園、日守山公園、柏谷公園、函南運動公園、丹那断層公園、ヒューマンヒルズふれあい中央公園、やすらぎ西公園、ふれあい東公園）となっています。平成 27（2015）年度に「ふれあい東公園」を供用開始以降、公園数を維持しています。



都市公園の開設面積と公園数

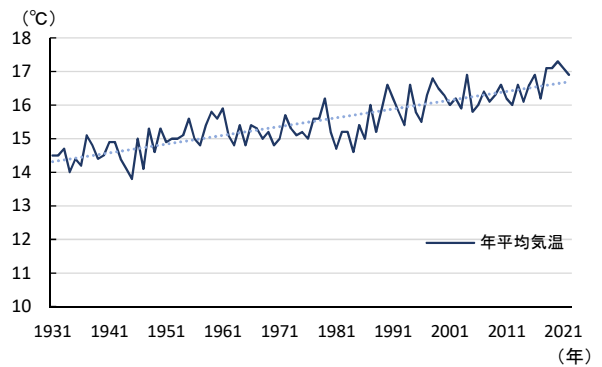
資料：統計書かんなみ

気候変動

【気温の変化】

町の最寄りの気象観測所である三島特別地域気象観測所（三島市）における年間平均気温は、昭和6（1931）年以降、92年間で約2.5℃上昇しています。

また、真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数は増加、冬日は減少する傾向にあります。



【気候変動による影響】

国の気候変動適応計画では、高温によるコメの品質低下、洪水の原因となる大雨の増加、熱中症等による死亡リスクの増加など、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7つの分野について、重大性・緊急性・確信度の観点から気候変動による影響を評価しています。

町で考えられる気候変動の影響について抽出しています。

分野	項目	影響の評価		
		重大性	緊急性	確信度
農業、林業、水産業	水稻	●	●	●
	果樹	●	●	●
	麦、大豆等（土地利用型作物）	●	▲	▲
	野菜等	◆	●	▲
	畜産	●	●	▲
	病虫害・雑草等	●	●	●
	農業生産基盤	●	●	●
	木材生産（人工林等）	●	●	▲
水環境・水資源	河川	◆	▲	■
	水供給（地表水）	●	●	●
	水供給（地下水）	●	▲	▲
自然生態系	陸域生態系（自然林・二次林）	●	●	●
	陸域生態系（里地、里山生態系）	◆	●	■
	陸域生態系（人工林）	●	●	▲
	陸域生態系（野生鳥獣の影響）	●	●	■
	淡水生態系（湖沼、河川、湿原）	●	▲	■
	生物季節	◆	●	●
	分布・個体群の変動（在来種）	●	●	●
	分布・個体群の変動（外来種）	●	●	▲
自然災害・沿岸域	洪水	●	●	●
	土石流・地すべり等	●	●	●
	強風等	●	●	▲
健康	死亡リスク	●	●	●
	熱中症	●	●	●
	節足動物媒介感染症	●	●	▲
	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲
	脆弱性が高い集団への影響	●	●	▲

資料：環境省「気候変動適応計画」

※凡例は以下の通りです。

【重大性】●：特に大きい、◆：「特に大きい」とは言えない

【緊急性】●：高い、▲：中程度、■：低い

【確信度】●：高い、▲：中程度、■：低い

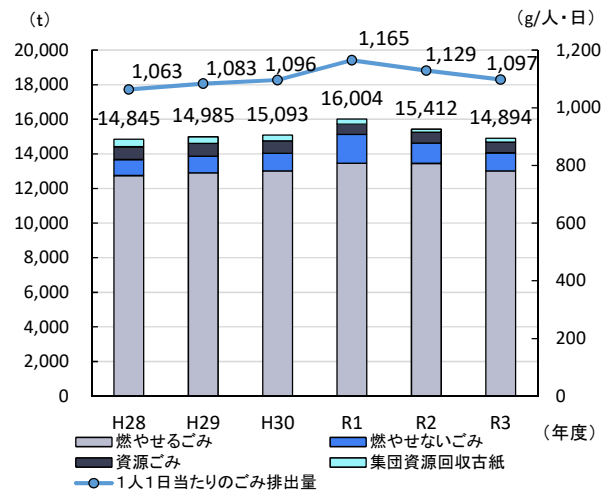
(3)循環型社会

ごみ

【ごみ排出量と資源化率】

令和3（2021）年度の町のごみ総排出量は、14,894 t、1人1日当たりのごみ排出量は1,097 gとなっています。ごみの総排出量、1人1日当たりのごみ排出量ともに令和元（2019）年度は令和元年東日本台風（台風第19号）の被害による災害廃棄物の発生により増加をしましたが、令和3（2021）年度は平成30（2018）年度と比較しほぼ横ばいとなっています。

県平均より1人1日当たりのごみ排出量が多いため、引き続き6Rの取り組みを進めていくことが必要です。



ごみ排出量の推移

資料：統計書かんなみ

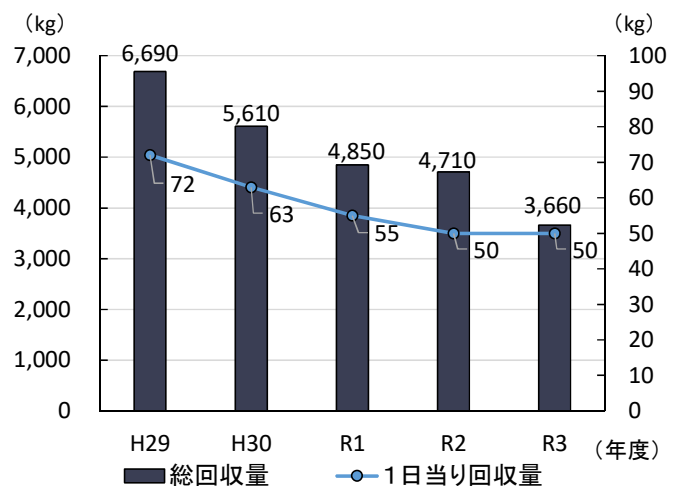
【ごみの分別状況】

町の家系系ごみの分別は、①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③資源ごみ（空きかん、空きびん、廃食用油、ペットボトル、食品用白色発泡トレイ白、古紙、古布、小型家電、蛍光灯等）、④粗大ごみ、⑤町では処理できないごみとなっています。燃やせないごみ及び資源ごみ（空きかん、空きびん、廃食用油、ペットボトル、食品用発泡トレイ白、古紙）をリサイクルしています。資源ごみのうち古布及び小型家電は4か所の拠点回収場所に設置した古布回収ボックス、小型家電回収ボックスにて回収、蛍光灯等は空きかんの収集日にごみステーションの専用の回収コンテナより回収しリサイクルしています。

【不法投棄】

令和3（2021）年度の不法投棄回収量は、3,660kg、1日当たり回収量は50kgとなっています。不法投棄回収量、1日当たり回収量ともに減少しています。

町では、山間部を中心とした不法投棄などが発生しているため、住民や委託業者などによる不法投棄パトロールなどの監視活動を実施し、未然防止対策を図っています。



不法投棄回収量の推移

資料：函南町（環境衛生課）

(4)自然共生社会

生物多様性

町は箱根山、鞍掛山、玄岳に囲まれ、鞍掛山の標高840m付近の南西斜面から来光川上流域の550m付近には函南原生林が広がっています。函南原生林やその周辺は、やや涼しい場所を好むカエデやブナ、ヒメシャラ、ケヤキ、リョウブ、ヤマボウシなどや温かい地方の山地を好むアカガシやヤブニッケイ、ウラジロガシなど樹木生育環境を異にする樹木がともに生育している貴重な場所となっています。

動物種は、ハクセキレイ、キセキレイ、セグロセキレイ、ホオジロ、アオゲラなど多くの鳥類や、ニホンカナヘビ、アズマヒキガエルなどの爬虫類や両生類、マルハナバチやヤマトシジミなどの昆虫類といった多種多様な生き物が生息しています。

静岡県のレッドデータブック「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—く植物・菌類編><動物編>」によると、町で絶滅の可能性があるとされている植物は91種、動物は58種の計149種となっています。

カテゴリー区分	基本概念	町で確認されている種	
		植物	動物
絶滅 (EX)	静岡県で既に絶滅したと考えられる種		
野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種		
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種		
ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	スジヒトツバ、ベニバナヤマシャクヤク、キシエビネ、アツモリソウ	アカモズ
ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	オキナグサ、アゼオトギリ、イヌハギ、フジタイゲキ、サクラソウ、キセウタ、アズマギク、ヒメヒゴタイ、コウリンカ、ハコネラン、ヒロハツリシュスラン、フジチドリ、ヒメノヤガラ、フガクスズムシソウ、セイタカスズムシソウ、ヒナチドリ	コノハズク、ニホンウナギ、ホトケドジョウ※ ¹ 、ウラナミジャノメ本土亜種、レンズガイ、ミゾゴイ
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種	スギラン、ナカミシシラン、オオアカウキクサ、コマイワヤナギ、ミヤマツチトリモチ、コウヤミズキ、マツノハマンネングサ、ヒトツバシヨウマ、シラヒゲソウ、ヤシャビシャク、ハコネグミ、サクラスミレ、ミシマサイコ、コイワザクラ、ラショウモンカズラ、タヌキモ、キキョウ、フジバカマ、アキノハハコグサ、タカサゴソウ、ミミガタテンナンショウ、サナギスグ、ナツエビネ、コアツモリソウ、クマガイソウ、ムカゴソウ、スズムシソウ、フウラン、オノエラン、ウチョウラン、ツレサギソウ、オオバナオオヤマサギソウ、ヤマトキソウ、キバナショウキラン	ハチクマ、ハイタカ、サシバ、クマタカ、ウスラ、アオバズク、ヨタカ、コシアカツバメ、マミジロ、ハコネサンショウウオ、ニホンアカガエル、アマゴ(サツキマス)、ミナメダカ※ ² 、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種、ミノブマイマイ
準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種	オトメアオイ、ヤマシャクヤク、コオトギリ、サンショウバラ、アシタカツツジ、ハコネコメツツジ、スズサイコ、アオホオズキ、タテヤマギク、イズノハコ、エビネ、キンラン、セッコク	モモジロコウモリ、ムササビ、カヤネズミ、オオタカ、ヤマドリ、フクロウ、サンコウチョウ、ミヤマホオジロ、アカハライモリ(中部日本系統)、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル、カジカ※ ³ 、ウラギンスジヒョウモン、クモガタヒョウモン、ホシミスジ東北・中部地方亜種、カネコトタテグモ、キノウエトタテグモ、マシジミ

カテゴリー区分	基本概念	町で確認されている種	
		植物	動物
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種		ニホンモモンガ、ドジョウ
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している地域個体群で絶滅のおそれが高いもの		ツキノワグマ（富士地域）、ニホンザル（愛鷹地域）
要注目種	静岡県独自のカテゴリー		
現状不明 (N-I)	現状が不明な種	ワタソウ、ヒロハノカワラサイコ、ゲンジスミレ、イワウチワ、ヤマアマドコロ、イトイチゴツナギ	
分布上注目種 (N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種		オオジシギ、ノビタキ、ヒガシシマドジョウ、オオチャバネセセリ、コムラサキ
部会注目種 (N-III)	その他各部会で注目すべきと判断した種	イワイヌワラビ、イチリンソウ、イヨフウロ、アシタカジャコウソウ、ヒキヨモギ、キヨスミウツボ、カノコソウ、イワシヤジン、シデシヤジン、オナモミ、ヒナノシャクジョウ、ギンラン、シロテンマ、ベニシュスラン、アオフタバラン、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、ヒトツボクロ	ニホンリス、ハタネズミ、ニホンヤモリ、アズマヒキガエル、ハネナガイナゴ、サトキマダラヒカゲ、ヘケボタル
静岡県版レッドデータブック掲載種合計		91	58

注) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。

※1：県東部地域ではCR（絶滅危惧ⅠA類）

※2：県東部・県伊豆地域ではCR（天然分布域への移入あり）

※3：県東部地域ではVU（絶滅危惧Ⅱ類）

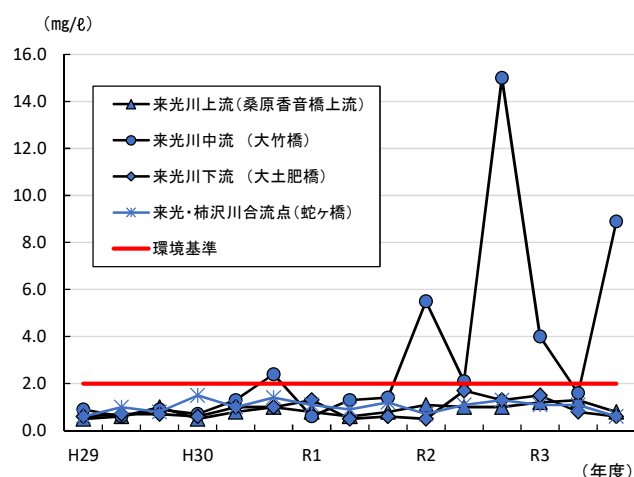
地域区分：東部地域…富士川本支流流域より東の地域、狩野川放水路より南の狩野川左岸流域並びに熱海市以南の地域

(5) 良好な生活環境における社会

町内の河川の状態を調べるため、毎年3回河川の水質検査を17か所で行っています。

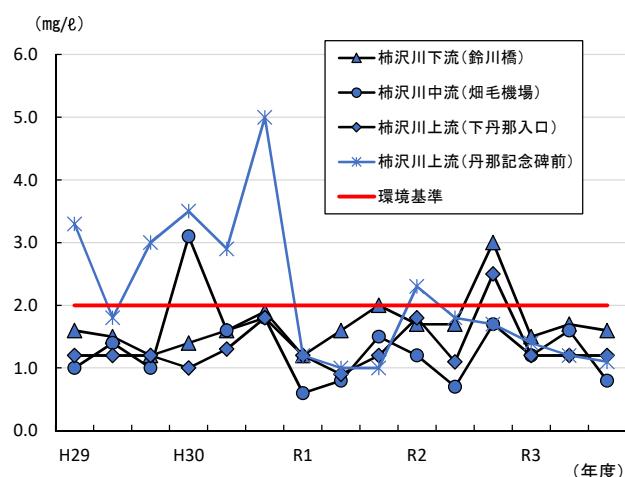
BODは、河川水や排出水、下水などの汚濁を示す指標のことで、水中の有機物質が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量です。値が大きいほど水中の汚濁物質が多く、水質が汚れていることを示しています。

令和3（2021）年度の水質調査では、来光川中流（大竹橋）、ハツ溝川下流（落合機場前）、真ナシ洞排水路（鬢の沢）で環境基準を上回る数値が検出されています。



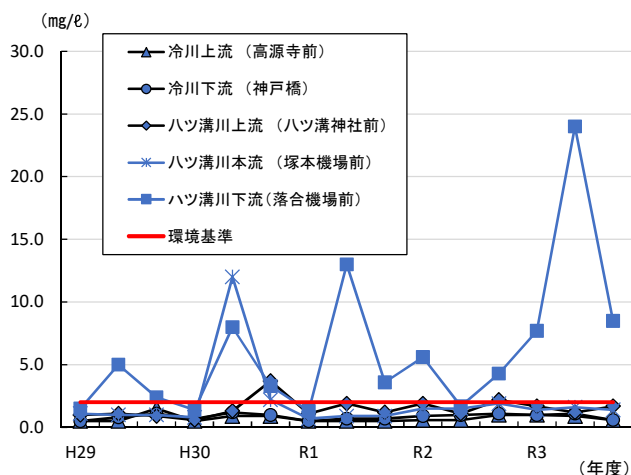
来光川水系のBODの推移

資料：函南町（環境衛生課）



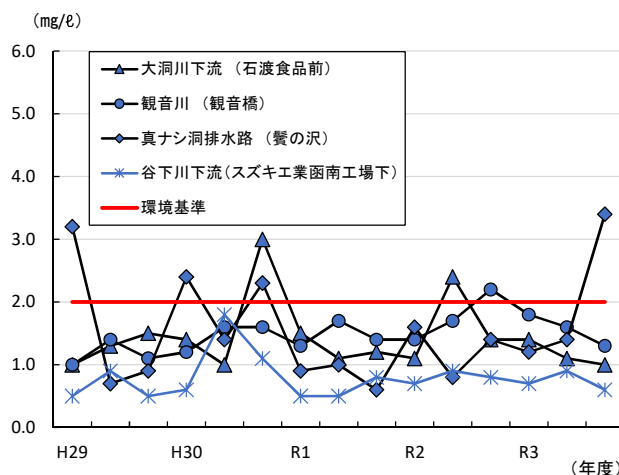
柿沢川水系のBODの推移

資料：函南町（環境衛生課）



冷川水系、ハツ溝川水系のBODの推移

資料：函南町（環境衛生課）



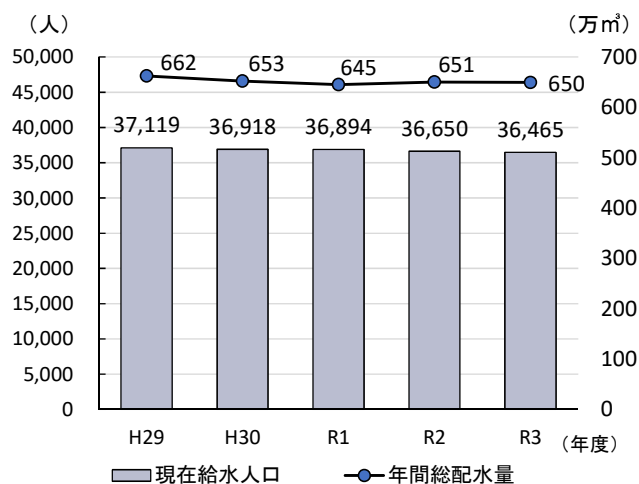
大洞川のBODの推移

資料：函南町（環境衛生課）

水道

令和3（2021）年度の給水人口は36,465人、年間総配水量は650万 m^3 となっています。町の水源は湧水2か所、深井戸3か所、受水1か所となっています。

水道法に基づく水質基準に適合した「安全な水」を継続して供給するため、年間を通して水質管理に取り組んでいます。



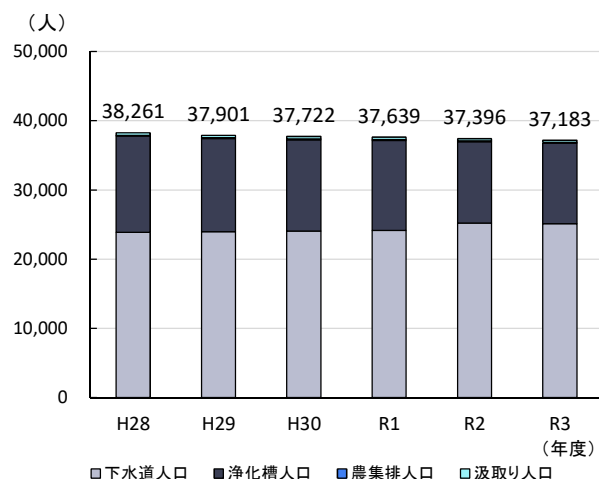
給水人口の推移

資料：統計書かんなみ

下水道整備（生活排水処理率）

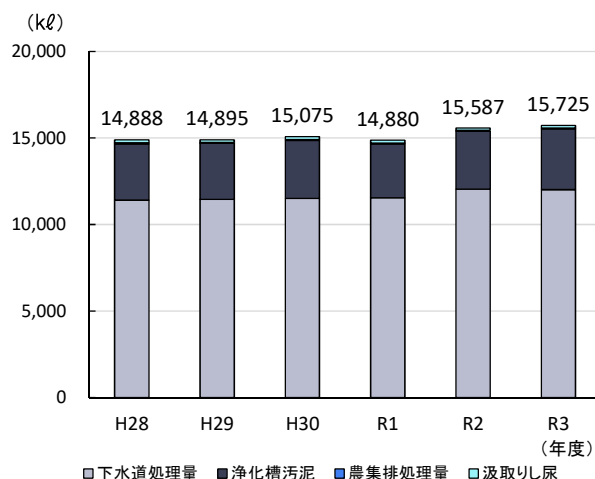
町の公共下水道人口は、整備の進捗に伴い増加しており、単独浄化槽とくみ取りし尿の処理は減少しています。

今後も下水道の整備を進めていきます。



下水道及び生活排水処理人口の推移

資料：統計書かんなみ



下水道及び生活排水処理量の推移

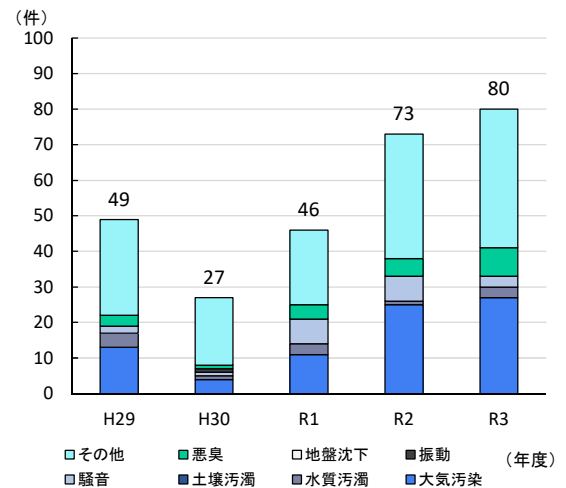
資料：統計書かんなみ

生活公害

「生活公害」とは、自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下など、都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のことです。

町での公害苦情件数は、令和3（2021）年度でその他（不法投棄、ごみステーションの違反ごみ、蜂の巣など）が最も多く、次に大気汚染、悪臭となっています。

苦情原因としては、野焼きや自動車による排気ガスなどが理由として挙げられ、特に野焼きについてはダイオキシンを出さないため、また煙や悪臭で近所に迷惑をかけないためにも、野外でごみなどを燃やすことは一部の例外を除いて原則禁止されています。



公害苦情件数の推移

資料：函南町（環境衛生課）

文化財

町の文化財として、山中城跡（岱崎出丸）、丹那断層、木造阿弥陀如来及両脇侍像、天地神社のクス、春日神社のクスなど 26 か所が指定されています。国や県・町指定の数多くの文化財、登録文化財の詳細な情報として、パンフレット（かなみ仏の里美術館・柏谷横穴群・丹那断層）や小冊子「函南町の文化財」の配布・販売を行っています。

(6)環境学習と環境保全活動

環境学習

町では、町民が様々な環境学習に参加できるように、学習の機会を提供しています。

【環境学習の主な取り組み】

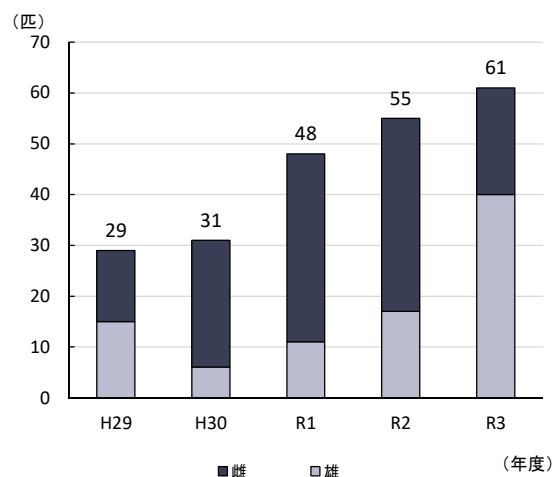
- ・水生生物観察会
- ・動物愛護教室
- ・環境美化啓発ポスター作成・展示
- ・ごみ分別出前講座（小学生）
- ・ごみ分別説明会（地区・団体）
- ・ごみ焼却場・リサイクルプラザの施設見学・社会科見学
- ・「ごみ分別便利帳」作成、配布
- ・事業者対象のごみ減量パンフレット作成、配布
- ・シオ出前講座（小学生）
- ・森林環境教育

環境保全活動

町では、環境美化指導員による空き缶や空きびん、たばこなどのポイ捨てや飼い犬のふんの始末をしない飼い主への指導や看板の設置。また、廃棄物減量等推進員によるごみステーションへのごみの出し方指導や見回りなど町民のごみ問題に対する意識の高揚を図る取り組みを行っています。

また、飼い主のいない猫などによって、ごみを荒らされる、庭などにふん尿をされる、夜間の鳴き声がうるさいといった問題解決の緩和、動物愛護及び飼い主のいない猫の増加を抑制するため、地域住民、ボランティア団体と連携し、動物病院に不妊去勢手術に係る業務を委託する TNRm 活動を推進しています。

令和3（2021）年の地域猫活動（TNRm）推進事業実績は61匹で、令和2（2020）年より6件の増加となっています。



地域猫活動（TNRm）推進事業実績の推移
資料：函南町（環境衛生課）

資料2 町民・事業者の意識調査

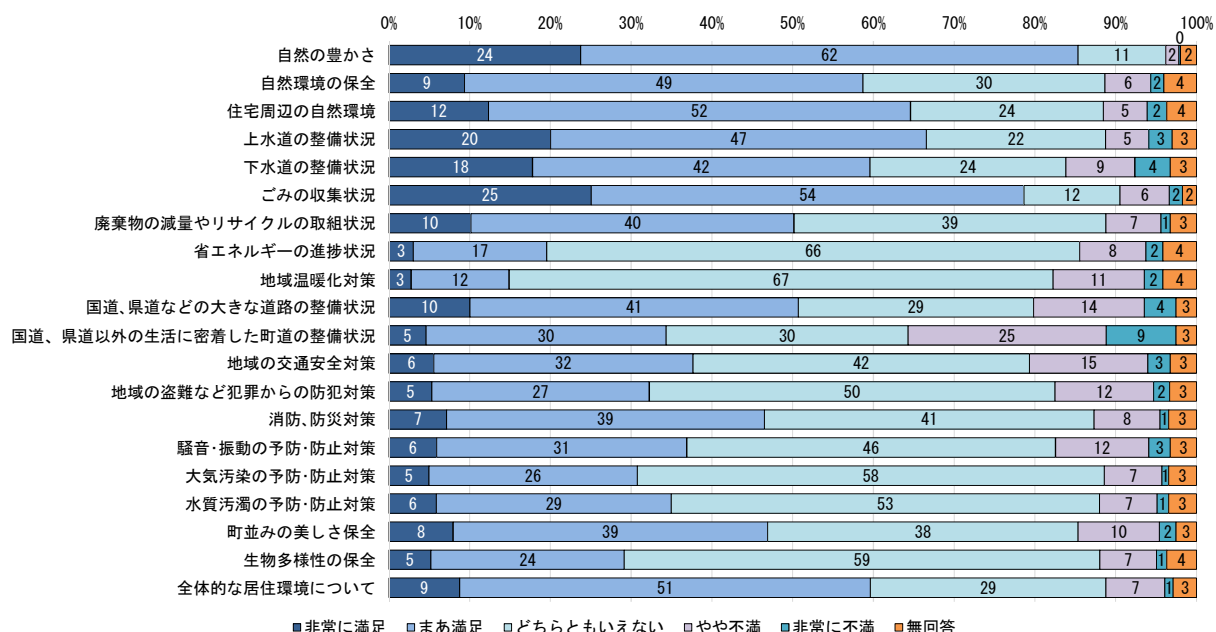
町民アンケート

令和3（2021）年、函南町在住の15歳以上の男女より2,500人を対象とした「函南町まちづくりアンケート」を実施しました。アンケート回収数は868票で、有効回収率は35%となりました。アンケート結果から、環境に関する設問の回答を示します。

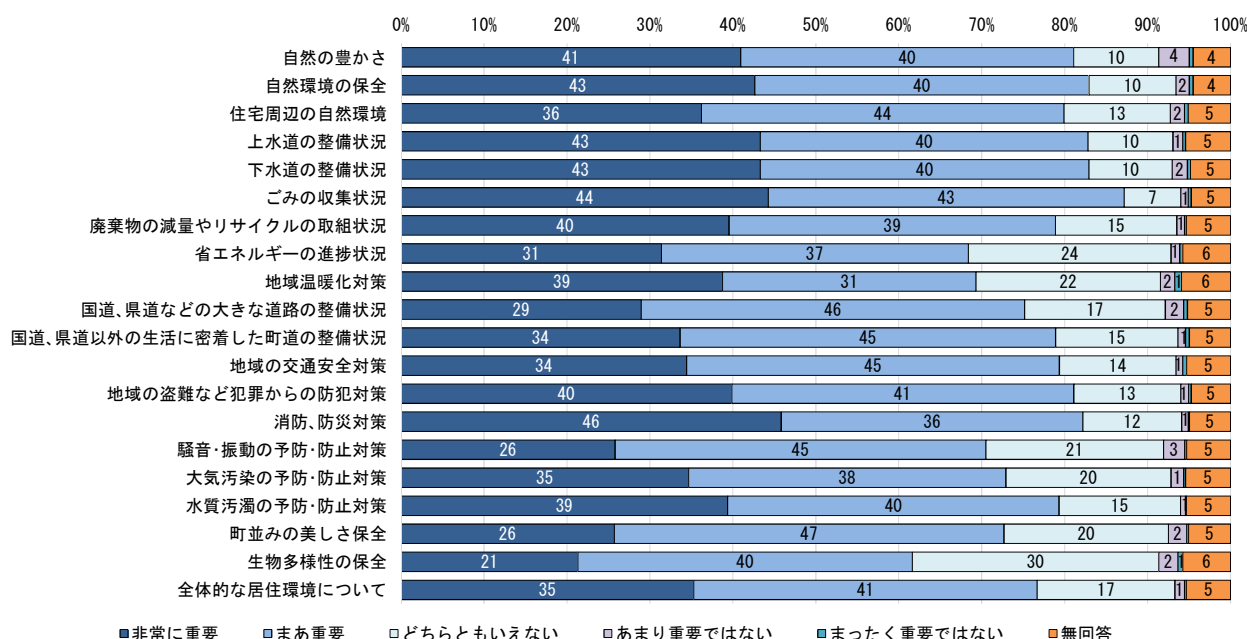
■函南町での日常生活や環境などの満足度（評価）と重要度

満足度で「非常に満足」、「まあ満足」の回答した人が最も多かった項目は、「自然の豊かさ」で85%の人が満足していると回答しています。重要度では「非常に重要」、「まあ重要」と回答した人が最も多かった項目は、「ごみの収集状況」で87%が重要であると回答しています。

【満足度】

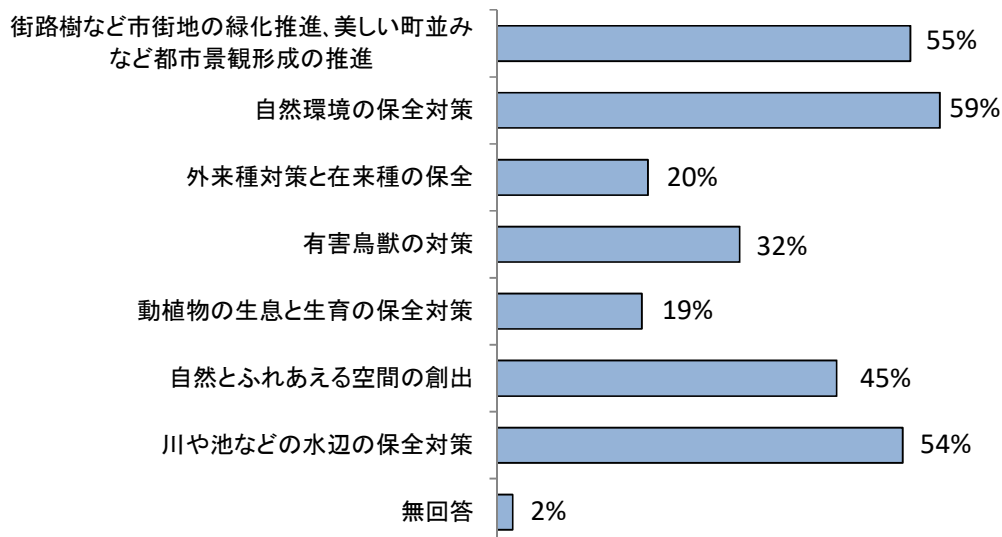


【重要度】



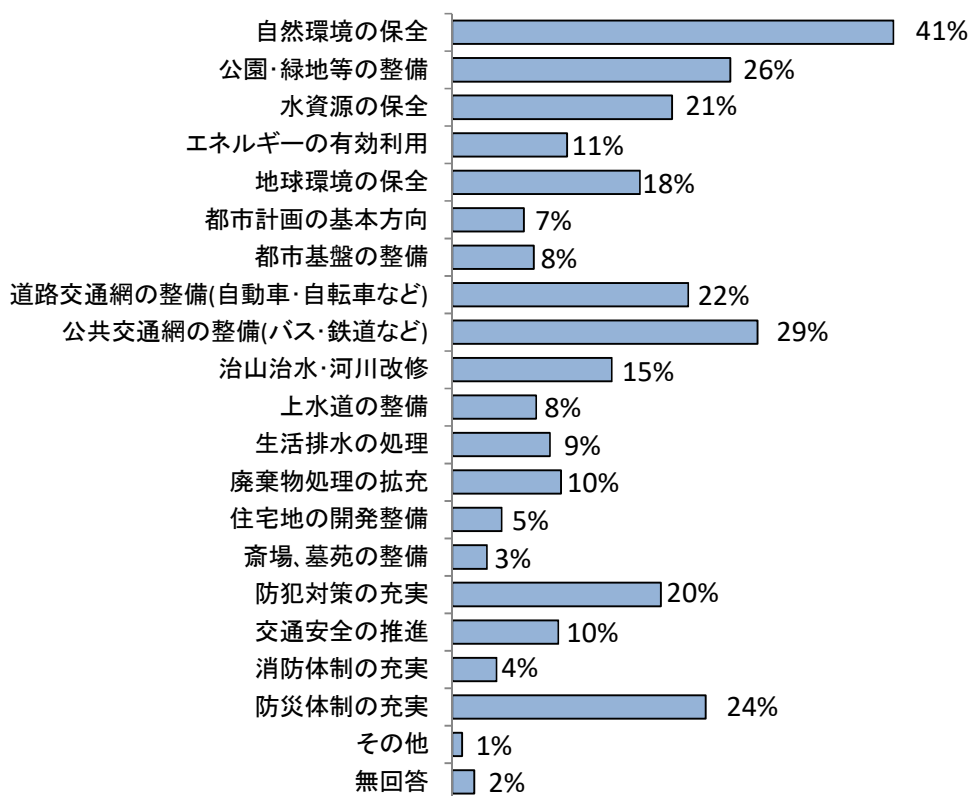
■自然環境・生物多様性について今後力を入れて欲しいこと

自然環境・生物多様性について今後力を入れて欲しいこととして、59%が「自然環境の保全対策」、55%が「街路樹など市街地の緑化推進、美しい町並みなど都市景観形成の推進」と回答しています。



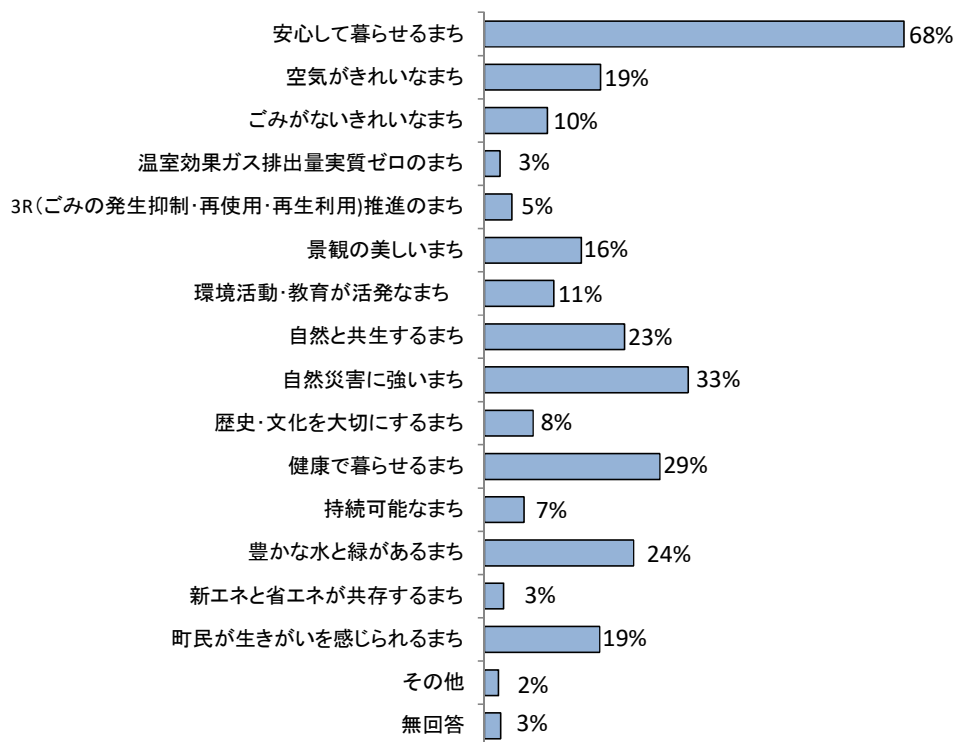
■「環境都市」として考えに最も近い施策

「環境都市」として考えに最も近い施策について、41%が「自然環境の保全」、29%が「公共交通網の整備（バス・鉄道など）」と回答しています。



■函南町の環境における理想のイメージ

あなたが考える函南町の環境における理想のイメージについて、68%が「安心して暮らせるまち」、33%が「自然災害に強いまち」、29%が「健康で暮らせるまち」と回答しています。



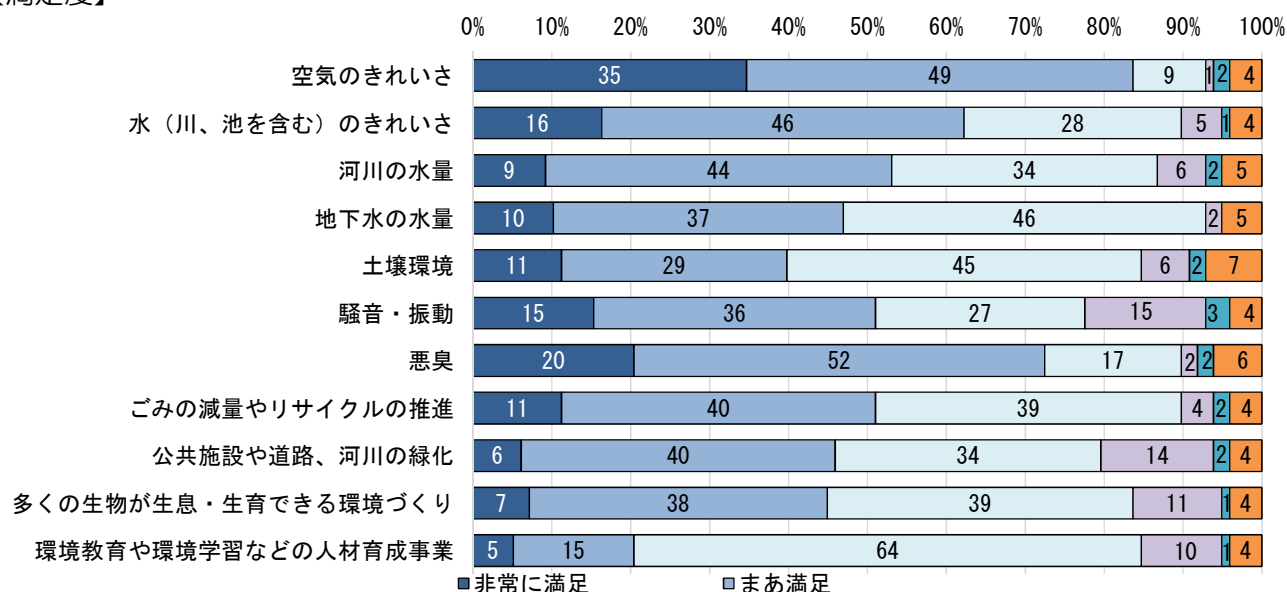
事業者アンケート

令和3（2021）年、函南町の200事業所を対象としたアンケートを実施しました。アンケート回収数は98票で、有効回収率は49%となりました。アンケート結果を示します。

■環境における評価

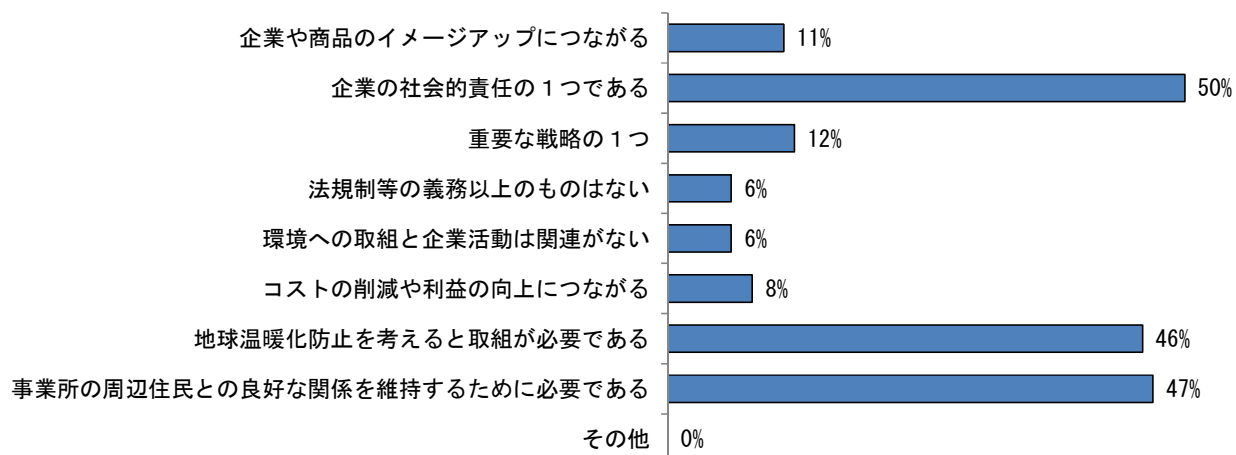
環境における評価について、満足度で「非常に満足」、「まあ満足」の回答が最も多かった項目は、「空気のきれいさ」で84%が満足していると回答しています。

【満足度】



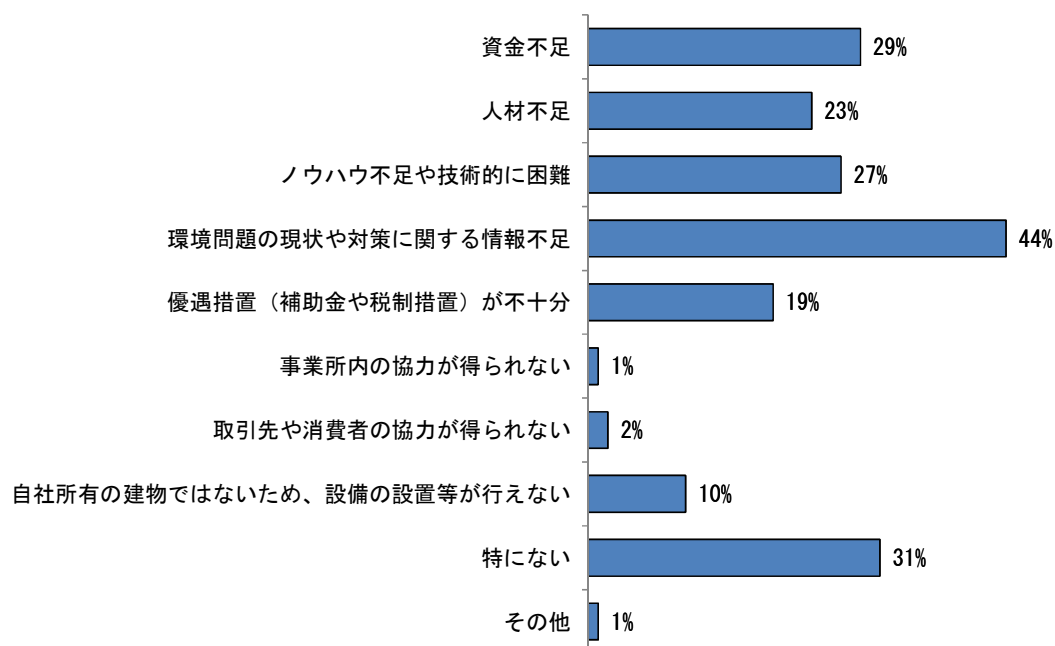
■環境の位置付け（事業所の立場）

環境の位置付け（事業所の立場）について、50%が「企業の社会的責任の1つである」、47%が「事業所の周辺住民との良好な関係を維持するために必要である」と回答しています。



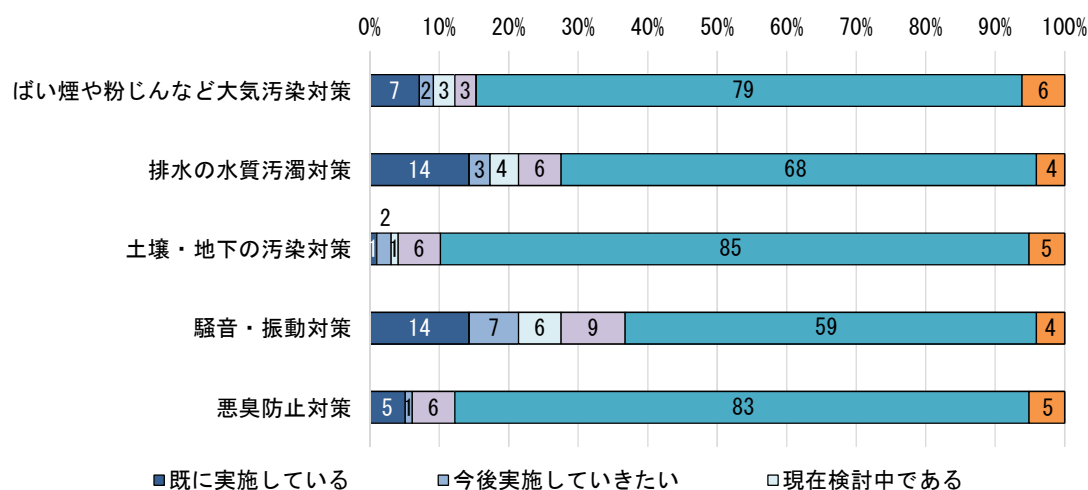
■問題点や課題（事業所の立場）

問題点や課題（事業所の立場）について、44%が「環境問題の現状や対策に関する情報不足」、31%が「特にない」、29%が「資金不足」、27%が「ノウハウ不足や技術的に困難」と回答しています。



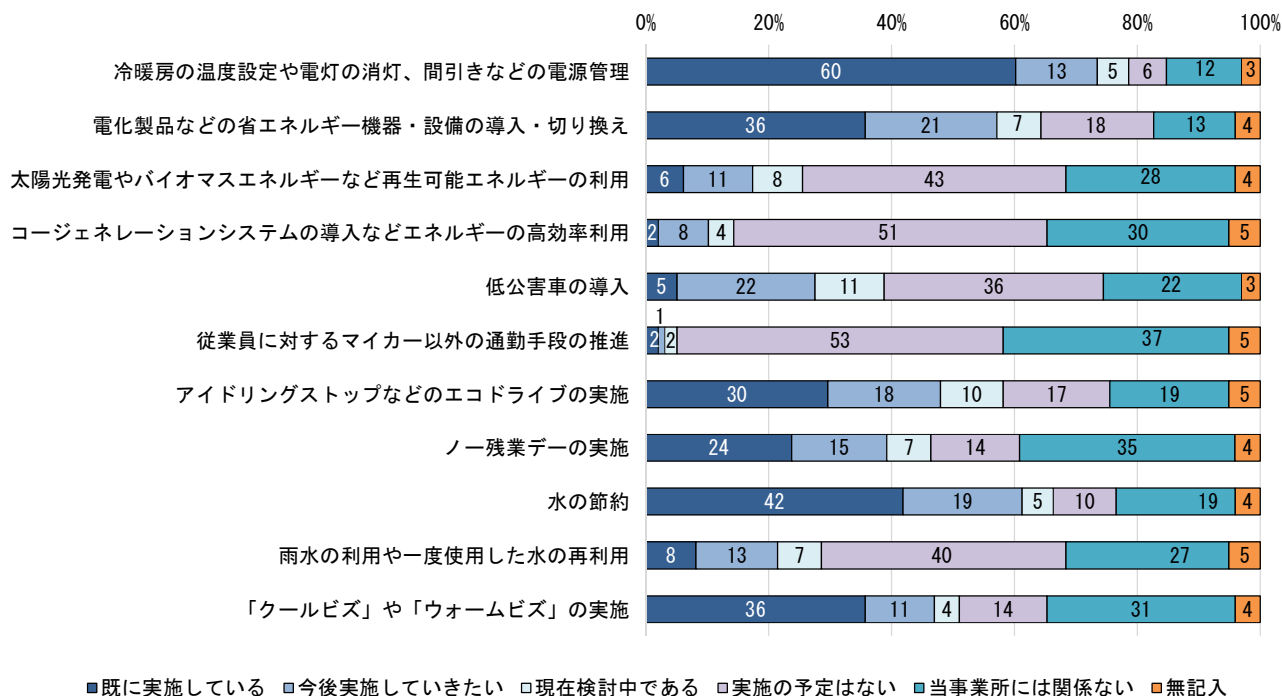
■公害対策の取り組み実施状況

公害対策の取り組みの実施状況について、「既に実施している」の回答が最も多かったのは「排水の水質汚濁対策」、「騒音・振動対策」で14%となっています。



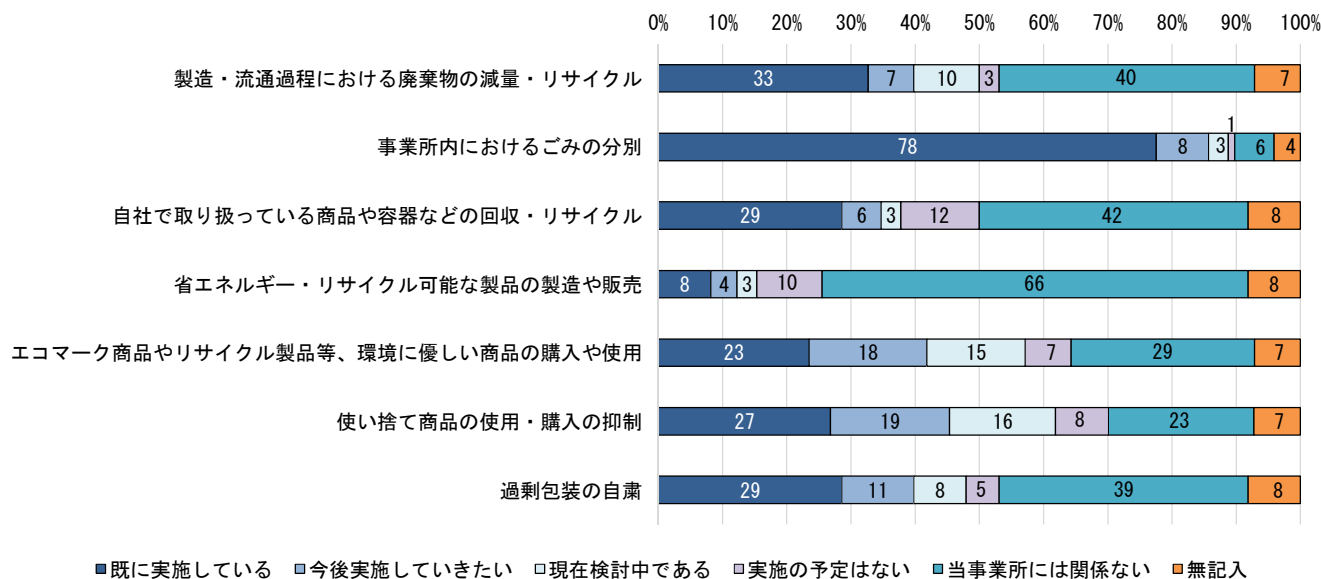
■省エネルギー対策の取り組み実施状況

省エネルギー対策の取り組みの実施状況について、「既に実施している」の回答が最も多かったのは「冷暖房の温度設定や電灯の消灯、間引きなどの電源管理」で60%となっています。



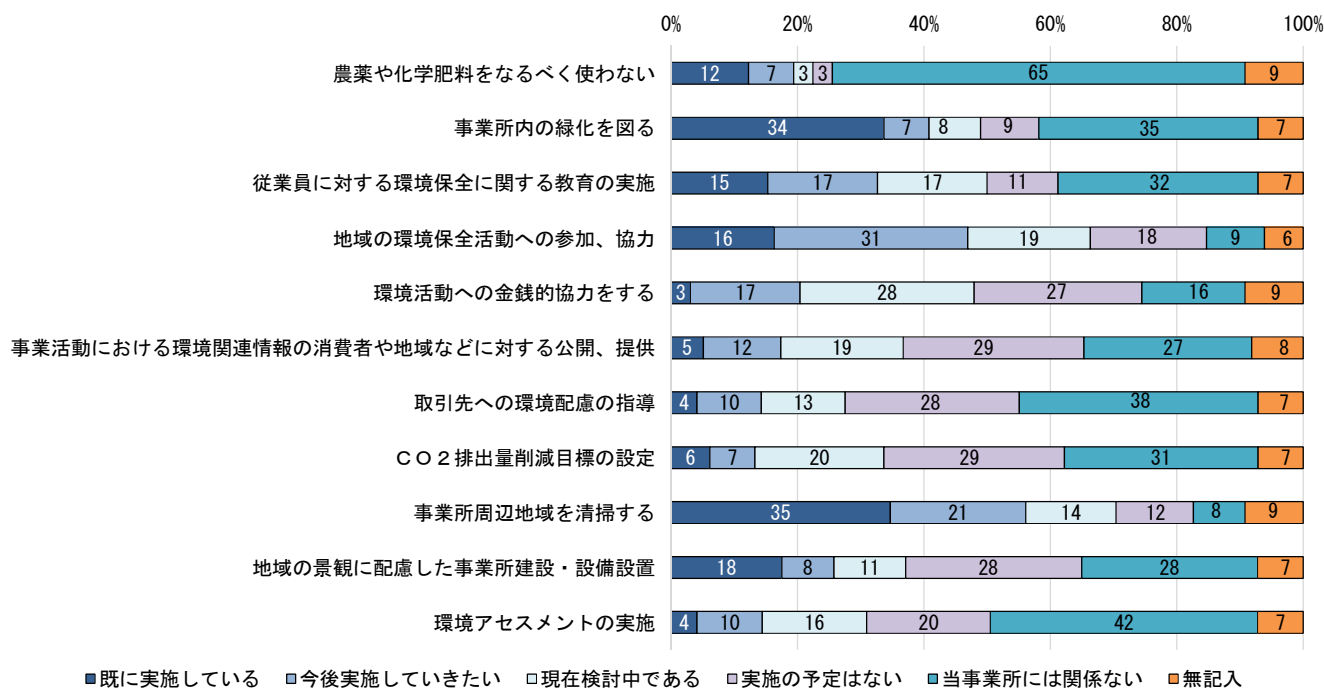
■廃棄物対策の取り組み実施状況

廃棄物対策の取り組みの実施状況について、「既に実施している」の回答が最も多かったのは「事業所内におけるごみの分別」で78%となっています。



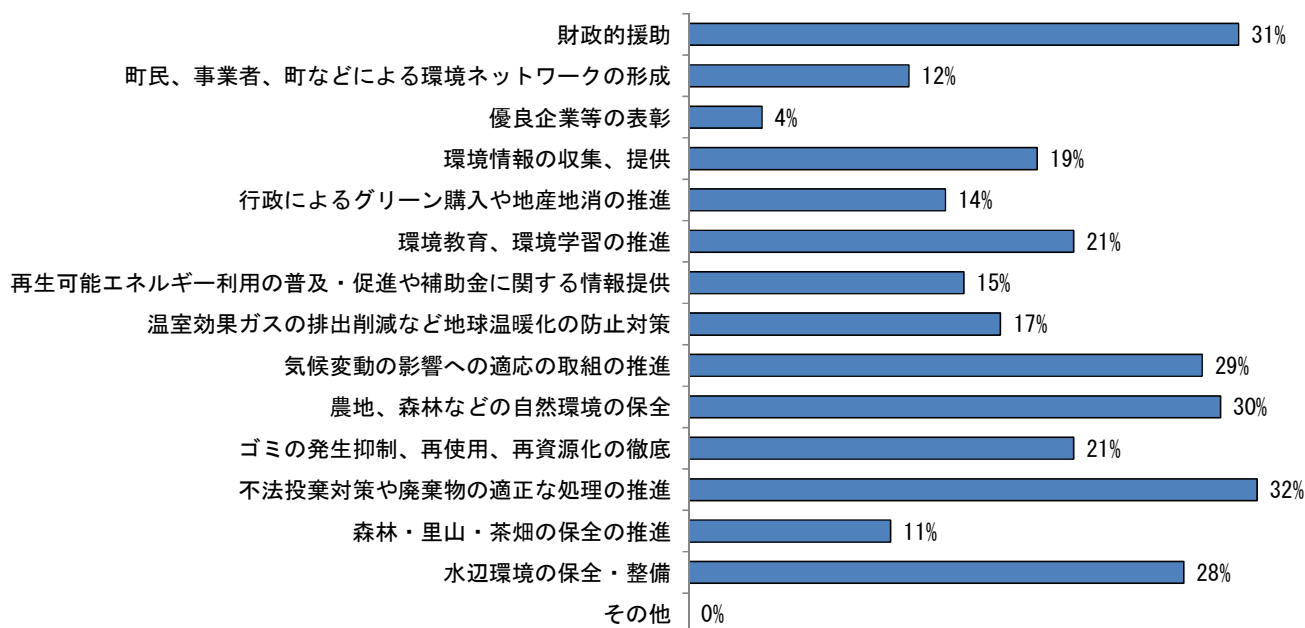
■その他の取り組み実施状況

その他の取り組みの実施状況について、「既に実施している」の回答が最も多かったのは「事業所周辺地域を清掃する」で35%となっています。



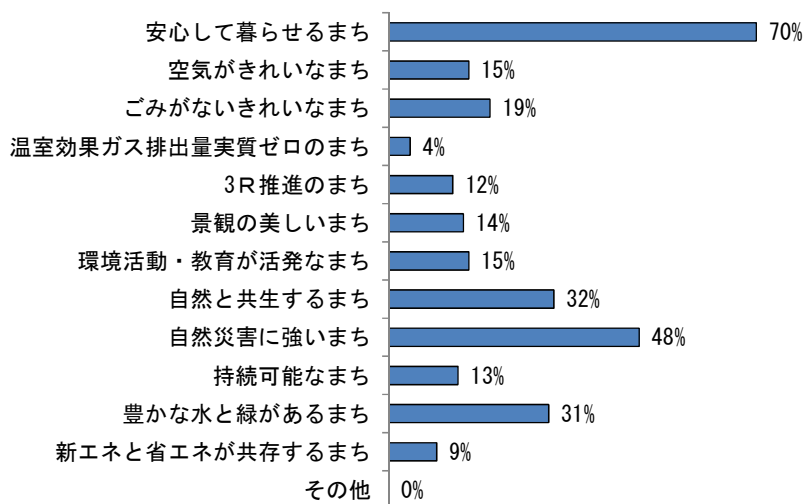
■環境保全の推進に対する町への要望

環境保全の推進に対する町への要望について、32%が「不法投棄対策や廃棄物の適正な処理の推進」、31%が「財政的援助」と回答しています。



■環境のイメージ

環境のイメージについて、70%が「安心して暮らせるまち」、48%が「自然災害に強いまち」と回答しています。



資料3 函南町環境基本条例(全文)

函南町環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止並びに自然の恵みの確保にとどまらず、水や空気、そこに生息する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境に優しく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、町民及び事業者が環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することの重要性と責務を認識し、それぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、互いに協働し、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然環境に恵まれた本町の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行わなければならない。

4 地球環境の保全は、町民が健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、地域の環境が地球環境と深く関わっているとの認識の下、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町域の自然的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、これを実施する責務を有するとともに、自ら事業を実施するに当たっては環境への負荷の低減に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的な環境施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第14条に規定する函南町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への負荷の低減に資する施策の促進)

第8条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的で効率的な利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第9条 町は、町民及び事業者が、環境の保全及び創造についての理解と関心を深められるように、環境教育及び環境学習を推進するよう努めるものとする。

(町民等の活動の促進)

第10条 町は、町民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第11条 町は、第9条の環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規定する町民等の活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を町民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第12条 町は、環境施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項を調査し、及び研究するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第13条 町は、環境の保全及び創造を推進するための広域的な取組が必要となる施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(環境審議会)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造について、必要な事項を調査審議するため、函南町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) 環境施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 諮問・答申

諮問

諮 問 書

函 環 第 4 2 8 号
令 和 4 年 12 月 5 日

函南町環境審議会長 様

函南町長 仁科 喜世志

函南町環境基本条例（令和4年10月5日条例第18号）第14条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

第六次函南町総合計画の基本理念として掲げられた「環境・健康・交流都市 函南（住んでよし 訪れてよし 函南町）」及び後期基本計画の基本目標とする「快適に安心して暮らせる環境づくり」の実現のため、函南町環境基本計画の策定について貴審議会の調査審議を求めます。

函南町長 仁科 喜世志 様

函南町環境審議会
会長 八木戸 一重

答 申 書

令和4年12月5日付け函環第428号にて諮問された案件について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

諮問事項：函南町環境基本計画の策定について

当審議会におきまして、函南町環境基本計画について、慎重に審議をいたしました。

近年、地球規模の環境問題として、オゾン層の破壊や地球温暖化による異常気象の原因による災害が世界各地で発生しています。

また、人々の経済活動に伴う自然破壊や廃棄物の処理など、様々な問題が発生しており、世界的に持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが必要とされています。

さらに、国においては「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、温室効果ガスの削減や脱炭素社会の実現に向けて、民間企業や地方自治体の率先した取り組みが求められており、こうした社会情勢や環境問題に適切に対応し、解決していくためには、町、町民及び事業者が自らの問題として捉えて、それぞれ役割を認識し、一丸となって行動していくことが求められています。

こうしたことを踏まえて、本計画は、第六次函南町総合計画の基本理念である

「環境・健康・交流都市 函南（住んでよし 訪れてよし 函南町）」及び後期基本計画の基本目標である「快適に安心して暮らせる環境づくり」の実現に向けて、函南町環境基本条例の目的に即した計画であり、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を具体的に示しており、その内容は適当であると認められます。

町においては、本計画の環境施策を推進するとともに、より実効性のあるものにしていくためには町民や事業者の協力が必要不可欠であり、施策の十分な説明と理解を得るとともに実行していくよう努められたい。

資料5 策定の経緯・経過

令和3年	4月から5月	第六次函南町総合計画まちづくりアンケートの実施
	9月	函南町の環境に関する事業者向けアンケートの実施
令和4年	10月5日	函南町環境基本条例施行
	12月5日	第1回函南町環境審議会開催
		・函南町環境審議会委員委嘱
		・環境審議会に対し環境基本計画の策定について諮問
令和5年	1月16日	第2回函南町環境審議会開催
		・環境基本計画（素案）について審議
	1月19日から 2月17日	パブリック・コメントの実施
	2月27日	第3回函南町環境審議会開催
	3月17日	函南町環境基本計画の策定について答申
	3月	函南町環境基本計画策定

資料6 環境審議会委員名簿

No.	種 別	所 属	役 職	氏 名
1	学識経験者	日本大学国際関係学部	教 授	鈴 木 和 信
2	町内の各種団体等 を代表する者	函南町商工会	会 長	八木戸 一重
3		富士伊豆農業協同組合函南支店	支店長	柿 島 徹
4		函南町区長会	会 長	室 伏 淳 一
5		かなみ女性の会	会 長	森 洋 子
6		函南町校長会	代 表	土 屋 貴 俊
7		函南町建設事業防災協力会	副会長	鈴 木 敏 也
8		マックスバリュ函南店	店 長	鈴 木 久
9		三島信用金庫函南支店	支店長	宮 本 浩 和
10	町長が必要と 認める者	町民委員	町 民	岩 田 徹 也

資料7 用語解説

【あ行】

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」「し尿」に分類される。「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭ごみ」と事業に伴って排出される燃やせるごみ「事業系ごみ」に分類される。

■一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村に策定が義務付けられている計画で、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなる。

■ESG

Environment（環境）、Social（社会）、Governance（統治）の英語の頭文字を合わせた言葉。企業が長期的に成長するために、経営において3つの観点が必要だという考え。

■ESG金融

ESGの側面を加味した財務、非財務の両面から企業を評価する金融手法のこと。企業活動を行うことで与える環境や社会への影響、効率的な収益の源泉となりえる統治を適切に評価し、単なる過去の実績評価だけにとらわれない金融を可能にする概念。

■ESD（持続可能な開発のための教育）

Education for Sustainable Developmentの略。持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動及びその担い手を育む教育のこと。

■ウォームビズ

秋冬の室温管理を省エネ目安温度の20度にし、暖かい服装で過ごすライフスタイルのこと。

■エコアクション21

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したもの。中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取り組みが展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポ

ート」として取りまとめて公表できるように工夫されている。

■エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。アイドリングストップの実施、急発進・急加速を控えること。適正なタイヤの空気圧の点検などがある。

■ESCO事業

ビルや工場の省エネ化に必要な「技術」「設備」「人材」「賃金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経済などがすべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

■エネルギー基本計画

政府がエネルギー政策基本法に基づき策定する国の中長期的なエネルギー政策の指針。エネルギー政策の基本方針である3E+S（Safety（安全性）を大前提とし、Energy Security（自給率）、Economic Efficiency（経済効率性）、Environment（環境適合）に則り、国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すものである。

■OECM

Other effective area-based conservation measures（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のこと。

名古屋で行われた生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）にて生まれた言葉で、必ずしも自然を守るためではなくとも、人の適切な営みにより結果として自然が守られてきた場所の重要性を、日本が主催国として提起。

■汚水処理人口普及率

下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水などの各汚水処理人口の総人口に対する割合。

■温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど。

【か行】

■カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

■カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をできるだけ削減した上で、削減しきれなかった分を植林・森林管理などにより二酸化炭素を吸収することで差し引きを実質的にゼロにすること。

■海洋プラスチックごみ

海洋を漂うプラスチックごみ。長い時間をかけて細くなり、直径 5mm 以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

■外来種（外来生物）

生物が生息・生育していなかった地域に、人の移動などの人間活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物のこと。生態系や経済に重大な影響を与えることがある。

■外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。特定外来生物による生

態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律。

■合併処理浄化槽

台所排水などの生活排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。

■家庭エコ診断（うちエコ診断）

家庭での地球温暖化対策を推進するため、環境省が平成 23（2011）年より行っている事業。環境省から認定を受けた診断員が家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などをチェックし、ライフスタイルに合わせた省エネ・省 CO₂ 対策を提案する。

■環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第 15 条の規定に基づき策定され、平成 30（2018）年に「第五次環境基本計画」が閣議決定された。「第五次環境基本計画」では、地域の特性を生かした強みを発揮し、地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し、支えあう「地域循環共生圏」を目指すとしている。

■環境基本法

国の環境政策の根幹を定める基本法であり、環境基準の設定や環境基本計画の策定など具体的な施策に関する規定及び施策の方向性を示すため、平成 5（1993）年に施行。地球環境保全を含めて国の環境政策の基本的方向を示すもの。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

■かなみ暮らしの応援隊

生活支援ボランティアによる有償の支え合い活動のこと。地域住民がボランティア（協力会員）として、暮らしの中の困りごとをお手伝いしていく会員制のしくみ。

■気候変動適応法

地球温暖化による被害や災害を回避・軽減する対策づくりを後押しする法律。国に被害防止策や災害対策を盛り込んだ「気候変動適応計画」の策定を義務付けるとともに、自治体には地域の実情に即した適応計画の策定を促している。

■気候変動適応計画

気候変動適応法に基づき策定する計画で、地球温暖化による被害防止策や災害対策を盛り込んだ計画。

■気候変動枠組条約（国連気候変動枠組条約）

地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため平成4（1992）年5月に採択され、平成6（1994）年3月に発効した。

■京都議定書

平成9（1997）年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：京都会議）で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、平成20（2008）年～平成24（2012）年の第一約束期間における温室効果ガスの排出量を平成2（1990）年比で、平均5.2%削減することを義務付けている。

■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化防止を目的に、環境省が平成17（2005）年から提案・実証している運動。二酸化炭素を削減するために、夏にノーネクタイ・ノー上着等の軽装スタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒いときは暖かい服装をして働くスタイルを「ウォームビズ」という。

■クールシェアスポット

公園や図書館などの公共施設など、地域で気軽に集まって涼むことのできる場所。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

■クルボ

静岡県の地球温暖化防止のための県民運動「ふじのくに COOL チャレンジ」の温暖化対策アプリのこと。

スマートフォンにアプリをダウンロードし、脱炭素アクション（環境に配慮した行動）を行うとポイントを獲得することができ、30ポイント貯まるごとに、県内企業の商品券やお食事券、図書カードなどが当たる抽選に参加できる。

■光化学オキシダント

汚染大気中の光化学反応で生じる酸化性物質。大気中の光化学オキシダント濃度は、夏季の日差しが強く、風の弱い日中に高くなり、人体の目や気管支などを刺激し、植物に対しても被害を与える。

■コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

■公共下水道

市街地における下水を排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造。

■ごみゼロ運動

6月5日の「環境の日」の前週の日曜日に、町内の広範囲で清掃作業・不法投棄防止パトロールを実施し、主要道路脇にポイ捨てされたごみの回収をする町内の統一美化を図る運動。

■コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくいような地域を補う公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービス。

■コンパクトシティ

都市の中心部に行政、商業、住宅など様々な都市機能を集中させた形態や計画。大都市の膨張によって近郊市街地への人口移動が進行したことで、都市機能を徒歩圏内に集約させた小規模な町づくり。

■コンパクトプラスネットワーク

医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約すること（コンパクトシティ）に加え、住民がこれらの日常生活に必要なサービスを身近に享受できるようにするために拠点へのアクセスや拠点間のアクセスを確保（ネットワーク）するなど公共交通の維持・充実について一体的に検討する考え方。

【さ行】

■再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■最終処分場

環境保全の観点から、地下水汚染やガスの発生などを防止しながら、廃棄物を埋め立てて最終的に処分する施設のこと。

■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働

きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成される。最近では宅地などへの転用や管理不足により、里地里山の消失や質の低下が問題となっている。

■サブスクリプション

定期購読、継続購入のこと。商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に料金を支払うビジネスモデルを指す。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃やせるごみを除く20種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出責任者に基づきその適正な処理が図られる必要である。

■第4次静岡県環境基本計画

「第4次静岡県環境基本計画」では、「地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現」を将来像として掲げている。将来像を実現するための取り組みの方向として、恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展及び資源が循環する自立・分散型の地域を形成し、他地域と地域資源を補完しつつ、支え合う「地域循環共生圏」の創造を推進するとしている。

■第4次静岡県地球温暖化対策実行計画

第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（ふじのくに地球温暖化対策実行計画）では、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現」を目指し、県内全域での温室効果ガス排出を抑制するための区域施策編と、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出を抑制するための事務事業編により、温暖化対策を進めることとしている。

■静岡県の気候変動影響と適応取組方針

気候変動の影響による将来の被害を可能な限り

軽減し、環境・経済・社会の持続的向上を図るため、平成 31（2019）年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」が策定された。取り組みの推進により、気候変動影響による被害の回避・軽減を図るとともに、気候変動のリスクや適応に関する情報を収集・発信し、県民や事業者の理解や行動を促進することを目指すとしている。

■静岡県循環型社会形成計画

循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、行政の主体的行動を促すための実践行動計画として、令和 4（2022）年に「第4次静岡県循環型社会形成計画」が策定。「“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～」の標語を掲げ、出たごみをどうするかよりも、捨てるごみそのものを減らしていくこと。資源として使えるものは繰り返し使い、活かせるものを増やす工夫をする考え方を広めることとしている。また、食品ロス削減推進計画を計画内に盛り込み、食品ロスの削減の具体的な取り組みを示している。

■静岡県レッドデータブック

県における絶滅の可能性のある野生生物の分布や生息・生育状況について、詳細に取りまとめ、令和 2（2020）年に公表。レッドデータブックの主な役割・目的は、①静岡県の実情にあった希少種の位置づけを行う。②自然保護の基礎データとする。③貴重な自然環境が気づかれないうちに劣化していくのを防止する。④県民の自然環境保全への関心と理解を深め、自然保護意識の普及を図る。こととしている。

■自治体排出量カルテ

地方公共団体の排出量に関する情報を包括的に整理した資料。「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の標準的手法に基づく CO₂ 排出量推計データや特定事業所の排出量データなどから、対策・施策の重点的分野の洗い出しをするために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめたもの。

■次世代自動車

ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車など次世代自動車のこと。

■自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

■自然林

人工林以外のすべての森林をいう。原生林と二次林に分けられる。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされている。

平成 30（2018）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、①地域循環共生圏形成による地域活性化。②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環。③適正処理の更なる推進と環境再生。などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が実施すべき施策が示されている。

■循環型社会形成推進基本法

国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、「循環型社会形成推進基本計画」の策定やその他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成

12（2000）年に施行。この基本法により、「家電リサイクル法」など個別のリサイクル関連法令も同時に整備される。

■食品ロス削減推進法

正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」で令和元（2019）年10月1日に施行された。食べられる食品の廃棄を減らすため、国の基本方針を踏まえて各自治体が削減推進計画を策定し、国民や事業者に応力や取り組みを求めるもの。日本では、消費者庁、環境省、農林水産省が協働で食品ロスの削減に取り組んでいる。

■食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法に基づき令和2（2020）年に閣議決定。都道府県及び市町村においては、食品ロス削減推進法により、それぞれ基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないこととされている。

■人工林

人間が苗木（スギ・ヒノキなど）を植栽して育てた森林をいう。

■水質階級

水質など環境の状態を示す指標生物の生息状況を調べることにより、水の汚れの程度をきれいな水から、大変きたない水までの4階級に分けたもの。

■水生生物観察会

トビケラ、サワガニなどの水生生物を対象とする生息調査を実施し、水質階級の評価をするもの。自然とのふれあいや環境教育を目的として行われている。

■生活公害

人が生活することによって発生する公害。自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下など、都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公

害のこと。

■生物多様性

全ての生物の間に違いがあることを指す。「生体系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの段階で多様性がある。

■ZEH（ゼッチ）

「ネット・ゼロ・エネルギーハウス」の通称。年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになることを目指した住宅。電力消費の大きい冷暖房の効果を向上させる工法を取り入れ、かつ再生可能エネルギーを導入することにより、消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする。

■ZEB（ゼブ）

「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング」の通称。構造や設備の省エネルギーを図ったり、再生可能エネルギーを利用したりすることによって、総エネルギー消費量がゼロ、あるいはゼロに近い数値となる建築物。

【た行】

■多自然交流拠点

自然環境を保全することで、動植物の生息環境を整え、良好な自然空間と地域の交流拠点とすること。

■脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出を実質ゼロにした社会のこと。国は、令和32（2050）年までに脱炭素社会を目指すとしている。

■脱炭素ドミノ

脱炭素に向けた取り組みを地域が主体となって行動し、その取り組みが全国の各地域に広がること。脱炭素先行地域が脱炭素化に向けて積極的に取り組むことによって、脱炭素ドミノの基点となり周りの地域に波及し、将来的に日本全体での目標の達成となることを目的としている。

■単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理することができない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

■地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

■地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民などが講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講じるべき施策などを記載したもの。

■地球温暖化対策推進法

気候変動枠組条約の下、「京都議定書」に定められている温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務と役割を定める法律。

■地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減などを推進するための総合的な計画（区域施策編）と地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（事務事業編）がある。

■地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域で採れた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

■町民の森

町制施行 40 周年（平成 15 年）を契機に、町民参加型の森づくりの場として整備を進めている町有林約 25ha のこと。町民ボランティア参加のもと、草刈りなどを通じて、山に親しみ、山の恩恵に感謝すると共に、治山・治水に供する事をはじめ、地域づくりや自然環境に対する意識高揚を高める事を目的として整備を行っている。

■TNRm 活動

TRAP（つかまえる）、NEUTER（不妊手術する）、RETURN（元の場所に戻す）m（management）の略称で、地域の猫を見守る活動（地域猫活動）のこと。

■出前講座

町の職員が地域などに出向き、行政情報などを積極的に提供しながら町政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりを考えるもの。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

【な行】

■二次林

過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長した成立した樹林。

■2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ表明

県では、県全域での脱炭素社会の実現を目指すため、令和 3（2021）年に知事が「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明。「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の策定の際、脱炭素社会の実現に向けた新たな取り組みなどについて検討し、県民や事業者、市町村と協力して推進していくこととしている。

■ニューファーマー

新規就農者のこと。他産業から農業への就労や新規就農をする人。

■認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が作成する農業改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する制度。

■燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

■ノーマイカーデー

過度なマイカー利用を抑制するため、あらかじめ設定した日、または期間に、より環境にやさしい公共交通機関等を利用して通勤等をしてもらう取り組みのこと。

■農業集落排水

農業集落におけるし尿・生活雑排水等の污水、汚泥または雨水を処理する施設。施設の整備を行うことにより、公共水域の水質汚濁防止や悪臭の防止や蚊などの発生を抑えるなど生活環境の改善にもつながる。

【は行】

■バイオマス発電

バイオマス(動植物から生まれた生物資源)を「直接燃焼」、「ガス化」するなどして発電する仕組み。バイオマス燃料を燃焼することでタービンを回し、発電機を動かすことで発電を行う。

■ハザードマップ

地震、津波、高潮、洪水、浸水、噴火、土砂災害などの被害を予測し、被害のおそれのある地域や避難に関する情報を掲載した地図。

■パリ協定

令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組みのこと。平成27(2015)年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で合意され、平成28(2016)年11月に発行した。気候変動問題に関する国際的な枠組みで、「京都議定書」の後継となる。

■ヒートアイランド

都市の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。地表面の人工化や人工排熱の増加などが原因となり引き起こされる。熱中症など健康被害や集中豪雨の増加、生態系への影響などが問題となっている。

■BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水や排水、下水などの汚濁を示す指標。水中の有機物質が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素のことをいい、値が大きいほど水中の汚濁物質が多く、水質が汚れていることを示す。

■フードドライブ

主に家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体やフードバンク団体等へ寄付する活動のこと。

■フードバンク

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品の収集・保管・管理・配布までの一連の活動のこと。

■ふじのくに生物多様性地域戦略

県の多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくための行動計画として、平成30(2018)年に「ふじのくに生物多様性地域戦略」が策定。県の生物多様性の将来像やその実現に向けた方策を示すとともに、行政だけでなく、県民や事業者、民間団体を含む多様な主体の自発的な取り組みとして展開していくためのガイドラインとすることをねらいとしている。

■不法投棄

ごみを人目につかない山中などに違法に投棄すること。ごみは、法律に沿って処理しなければならないが、処理費用などがかかるため、不法投棄が行われる。

■不用品活用バンク

家庭で不用になった生活用品で、修理・修繕しなくても使用できるものの情報を登録することができ、自治体で仲介するシステムのこと。

■プラスチック資源循環法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とした法律で、令和4（2022）年4月から施行。海洋プラスチックごみや気候変動などへの対応を目的としたもので、プラスチック製品の設計から廃棄物処理までに関わるあらゆる自治体や事業者が対象となる。

■文化財

文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物で文化価値を有するもの。文化財保護法の対象としては、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6種がある。

【ま行】

■みどりまつり

町内の緑化推進、花や野菜などを育てる楽しみを知っていただくことを目的にしたイベント。

■緑のカーテン（グリーンカーテン）

アサガオやゴーヤなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しを和らげるなど、様々な効果の期待できる「地球に優しい自然のカーテン」のこと。

【や行】

■有機塩素系化合物

炭素と結合した塩素を構成原子として含む有機化合物のこと。大半が人工的に合成されたもので、

自然界にはほとんど存在しない。熱に強く、油をよく溶かし、生物への毒性が高いといった特色をもつことから、絶縁油や殺虫剤としてさまざまな分野で利用された。

■遊休農地

農地法で定められた法令用語で、「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」と、「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」のこと。

■ユネスコ世界ジオパーク

国際的に価値のある地質遺産を保護し、地質遺産がもたらした自然環境や地域文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興などに活用することにより、自然と人間の共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業。

【ら行】

■林地開発許可制度

森林の機能が失われてしまった場合には、これを回復することは非常に困難であるということから、森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもあるという考えのもと、開発行為をする者は農林水産省令で定める手続きを行い、都道府県知事の許可を得るというもの。

■レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリーについてとりまとめたリスト。国際自然保護連合（IUCN）が昭和41（1966）年に発表した。環境省や静岡県でもレッドリスト・レッドデータブックが公表されている。

■6R

従来の3R（Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用））に、レジ袋や使い捨てプラスチックを断

る「Refuse(リフューズ、断る)」、ごみを持ち帰るなどの「Return(リターン、持ち帰る)」、清掃活動に参加するなどの「Recover(リカバー、清掃活動への参加)」の3つのRを加えたもの。

【わ行】

■ワンウェイプラスチック

一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品のこと。お弁当を購入した際のプラスチック製のフォークやスプーンなどがある。

函南町環境基本計画

2023（令和5）年3月発行

函南町 厚生部 環境衛生課

〒419-0192

静岡県田方郡函南町平井 717-13

TEL：055-979-8112

FAX：055-978-3027

E-mail：kankyou@town.kannami.shizuoka.jp

